



JAバンク石川信連  
ディスクロージャー誌

# REPORT 2023

JAバンク石川信連

# ごあいさつ



経営管理委員会会長  
西沢 耕一



代表理事理事長  
南 昇

日頃から石川県信用農業協同組合連合会（略称「JAバンク石川信連」）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は昭和23年の設立以来、農業専門金融機関として県下JAと一体となり、石川県農業の振興と農家経済の向上を金融面から支援させていただくとともに、地域金融機関として地域社会の発展に貢献すべく事業展開を続けてきております。

さて、金融環境については、欧米をはじめ各國の中央銀行がインフレ対策として金融引き締めを行っている中、国内では日銀植田新総裁のもと今後とも現行の大規模な金融緩和が維持されるとの見方が強まり円安が一段と進行する一方で、海外投資家を中心に日本企業への見直しから日本株はバブル後高値を更新する展開となっております。

農業情勢については、農業従事者の高齢化等から基幹的農業従事者が減少し、大規模農業者への農地集積が進む中、緊迫する国際情勢による燃料や肥料・飼料などの生産資材の高騰が続いているおり、農業経営は大きな打撃を受けております。

こうした中、JAバンク石川では、農業・暮らし・地域の各領域における金融仲介機能の発揮と徹底的な業務効率化・体制再構築を骨子とする「JAバンク石川中期戦略（2022～2024年度）」の第2年度の取組みを進めているところであります。当会は「金融仲介機能発揮に向けたJA・信連一体となった取組み」「投融資拡大とリスク管理高度化による収益確保への取組み」「機能還元強化に向けた体制再構築と徹底した業務効率化への取組み」を基本方針とした事業展開を行っております。

つきましては、当会の事業運営に対し一層のご理解をいただくため、令和4年度の業務内容、活動状況等について取りまとめた「REPORT 2023」（ディスクロージャー誌）を作成いたしましたので、ご一読いただければ幸いに存じます。

引き続き県下JAとともに石川県農業をはじめとする地域社会の発展に向けて全力を傾げる所存でございますので、一層のご支援・お引き立てを賜りますようお願い申しあげます。

令和5年7月

経営管理委員会会長 西沢 耕一  
代表理事理事長 南 昇

# REPORT 2023

## JAバンク石川信連

### もくじ

#### ごあいさつ

JAグループ・JAバンクの概要について 2

事業の方針 4

地域密着型金融への取組み 5

令和4年度事業の概況 10

業務の適正を確保するための体制 12

コンプライアンス（法令等遵守） 14

リスク管理 19

組織 20

JAバンク石川の事業のご案内 22

沿革・歩み 30

資料編 31

索引

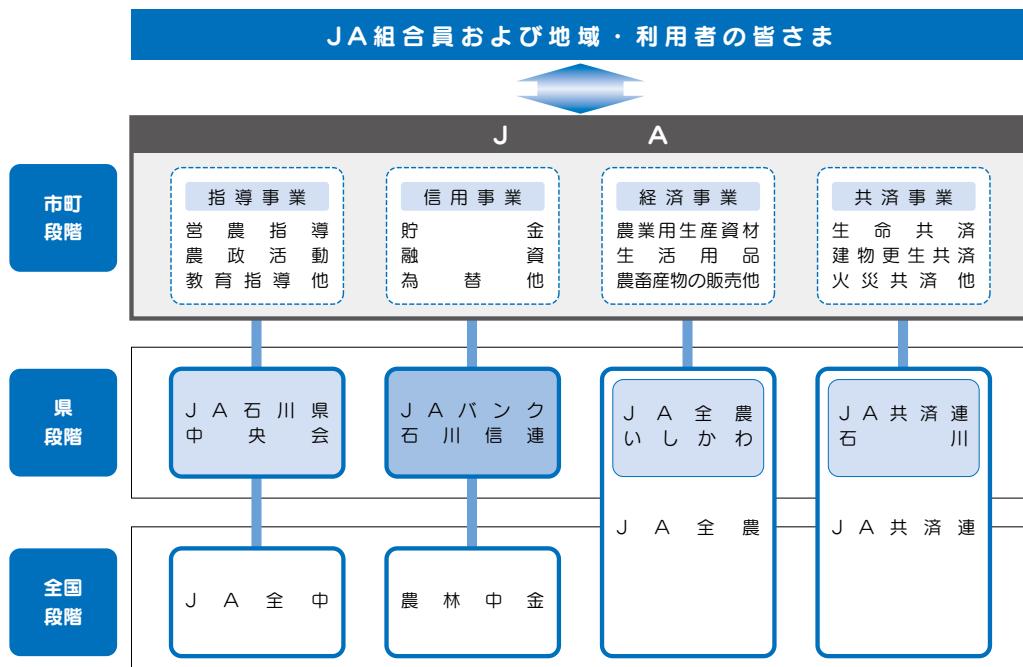
- ・本資料に掲載してある計数は原則として百万円単位未満を切り捨てのうえ表示しております。
- ・構成比率は100に調整しております。
- ・計数中の“0”は計数が百万円単位未満であることを、“-”は該当する計数が無いことを表わしております。

# J Aグループ・JAバンクの概要について

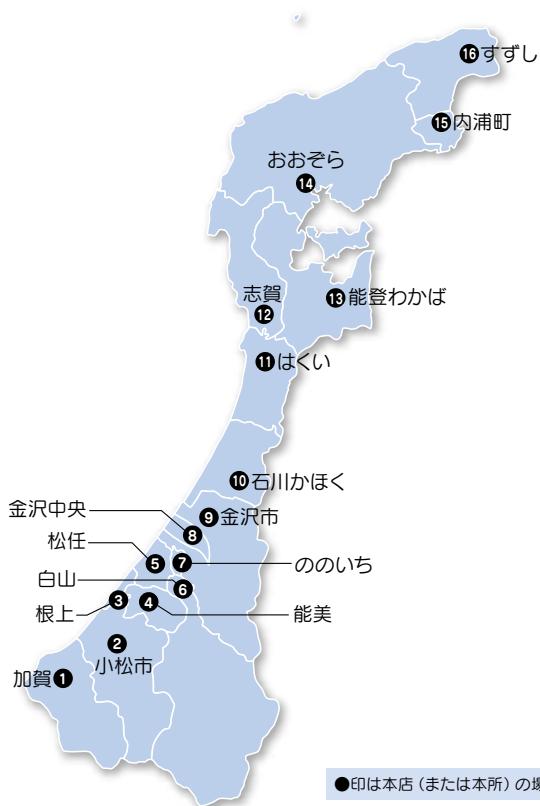
## J Aグループ石川の仕組み

J Aグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町段階のJA、県段階・全国段階の連合会組織で構成し、それぞれが機能を分担のもと、信用事業、指導事業、経済事業、共済事業等を展開しております。

このうち、信用事業においては、JA・信連・農林中金で構成するグループを総称して「JAバンク」とし、グループ全体のネットワークと総合力で、地域の皆さんに、より身近で便利、そして安心なメインバンクとなることを目指しております。



## J Aバンク石川のネットワーク



石川県下16JA\*の信用事業部門と当会を総称して「JAバンク石川」とし、JAと一体となって信用事業を展開しております。

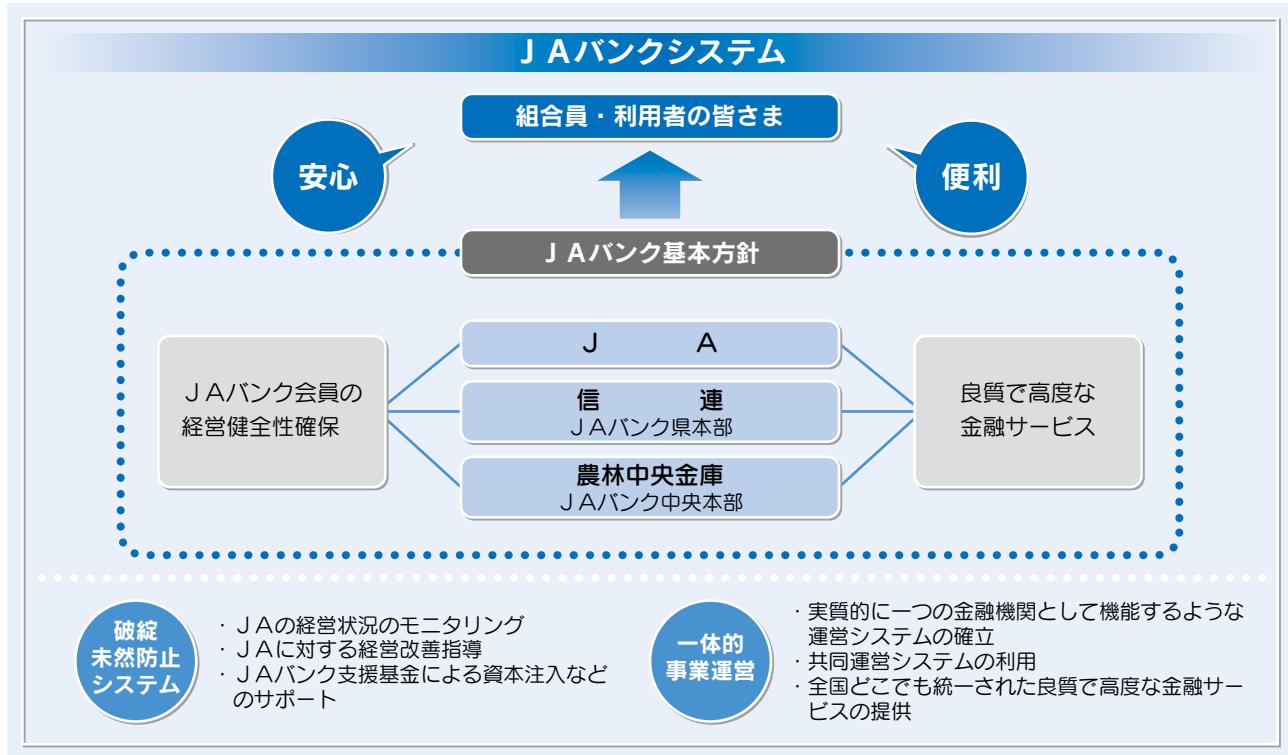
当会は、信用事業を行う県段階の連合会組織として、県下JAの事業運営をサポートするとともに、県域を営業エリアとする地域金融機関として地域の皆さんから信頼される事業運営を行い、地域農業および経済の発展に貢献できるよう努めています。

JAバンク石川		
県下16JA		
① JA加賀	⑦ JAのいち	⑬ JA能登わかば
② JA小松市	⑧ JA金沢中央	⑭ JAおおぞら
③ JA根上	⑨ JA金沢市	⑮ JA内浦町
④ JA能美	⑩ JA石川かほく	⑯ JAすずし
⑤ JA松任	⑪ JAはくい	
⑥ JA白山	⑫ JA志賀	
県連合会		
JAバンク石川信連		

\*令和5年8月1日に、JAおおぞらとJAすずしが合併しJAのとが誕生します。

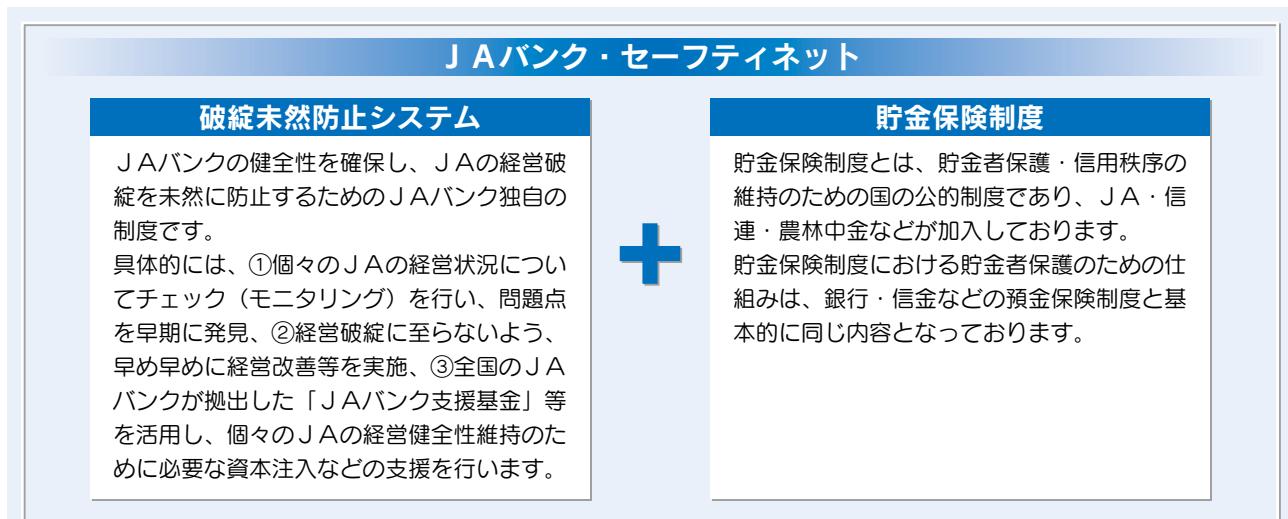
## J Aバンクシステムとは…

組合員・地域利用者の皆さんに、より便利で安心な金融機関としてご利用いただくため、全国のJ A・信連・農林中央金庫の総合力を結集し、再編強化法に基づき、実質的に「ひとつの金融機関」として活動する取組が「J Aバンクシステム」です。このJ Aバンクシステムを活用し、全体の高度化、専門化などを進めていきます。



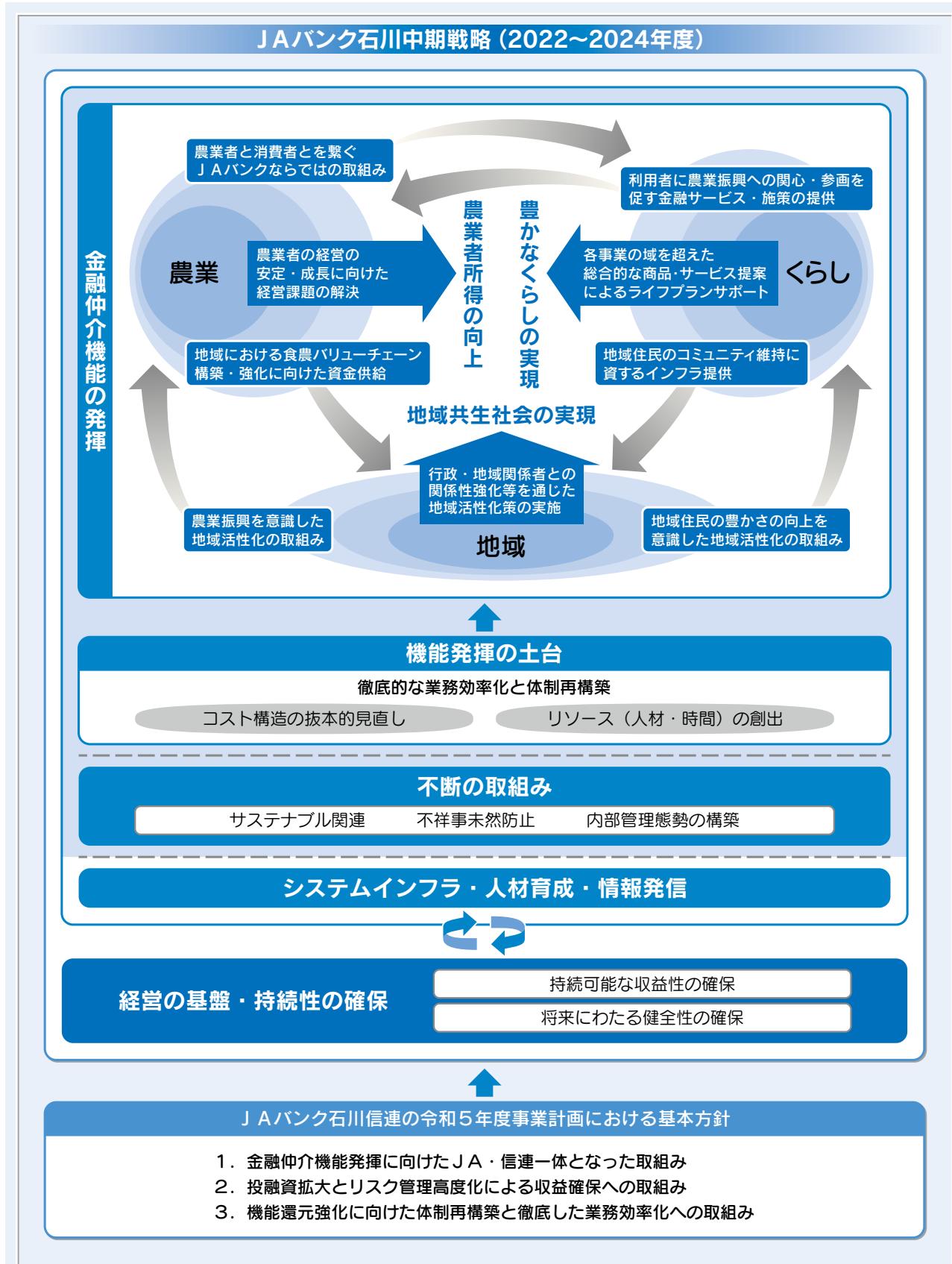
## J Aバンク・セーフティネットとは…

J Aバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「J Aバンク・セーフティネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さんにより一層の安心をお届けします。



# 事業の方針

当会は、農業・くらし・地域の各領域における金融仲介機能の発揮と徹底的な業務効率化・体制再構築を骨子とする「JAバンク石川中期戦略（2022～2024年度）」を樹立し、会員JAが目指す姿の実現に向けて強力に支援していくとともに、持続可能な収益還元に努めていくこととしております。

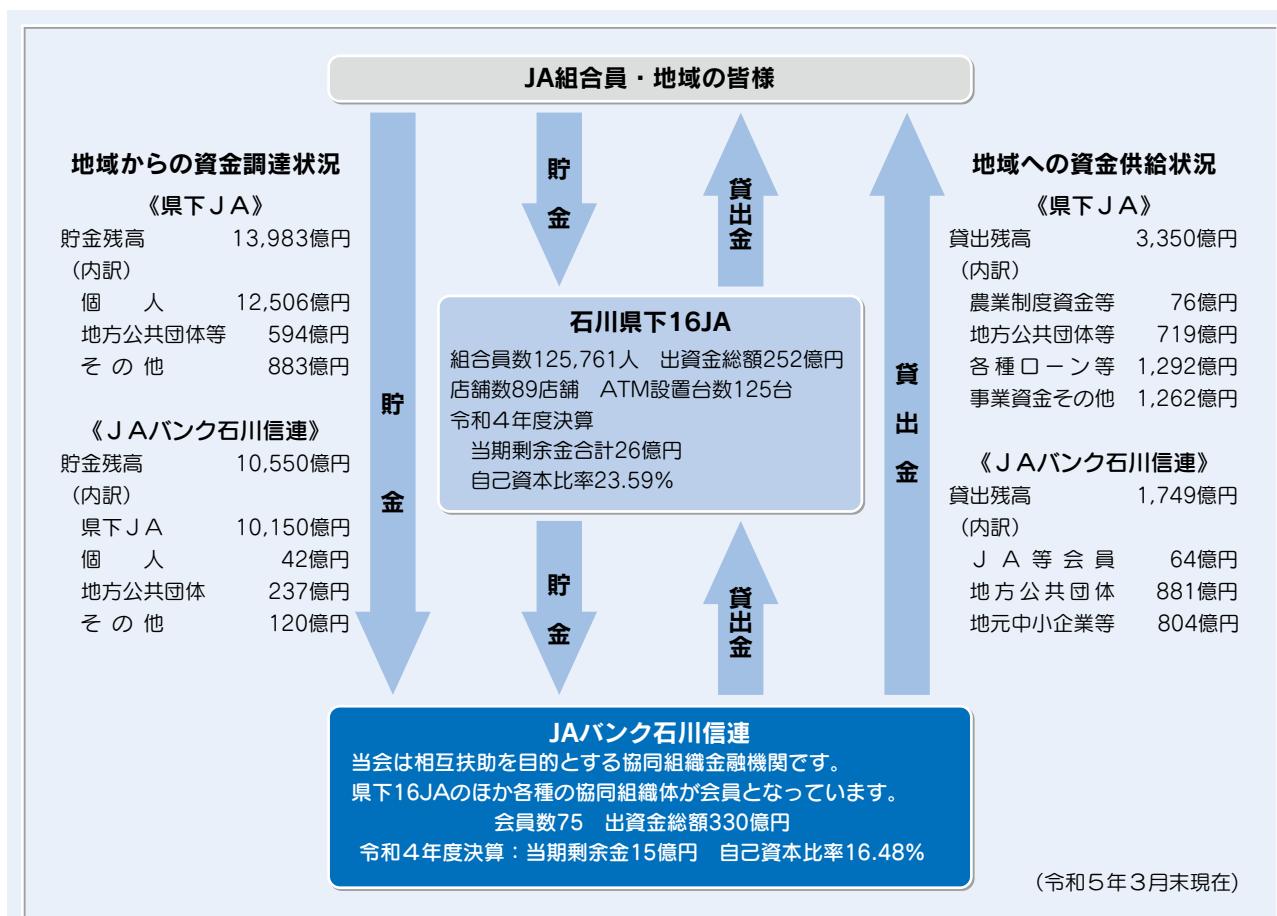


# 地域密着型金融への取組み（中小企業等の経営改善及び地域の活性化のための取組み）

当会は、石川県を事業区域として、県内JA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域社会の一員として、金融を通じて県内経済の継続的発展に努めている地域金融機関であります。

また、金融サービスの提供はもとより、環境・文化・教育・スポーツといった面からも広く地域社会の活性化に取組んでおります。

以下に、当会の地域密着型金融への取組みをご紹介します。



## お取引先とのネットワークづくり

### 「アグリファンド石川」

昭和52年に、農業生産の中核的担い手となる自立経営農家の育成と、農業経営の安定向上を目的に、旧農林漁業金融公庫資金の利用者を対象に設立。

現在、会員数は83先で、持続可能な農業経営を目指し、会員が抱える経営課題の解決をテーマとした勉強会等、農業経営の安定・向上に向けた活動を行っています。

### 「翼信会」

昭和62年に、当会取引先企業等を会員とし、会員相互の情報交換と研鑽を目的に設立。

現在、会員数は43先で、年2回の経営者交流会のほか、講演会、視察研修や従業員交流会等を行っています。

また、アグリファンド石川とは合同研修会を行うなど、相互交流を図っています。

## 自然災害への金融対応

石川県内で発生した自然災害（令和4年8月豪雨、令和5年奥能登地震）により、被害を受けた地域利用者に対して、利子補給等を活用した低利な資金対応を行っております。

## 中小企業等への経営支援

平成21年12月の金融円滑化法施行以来、合計55件4,561百万円（令和5年3月末現在）の貸付条件変更申込みがあり、債務者の経営実態や企業特性を踏まえたうえで迅速な審査と適正な対応を行いました。なお、貸付条件変更後は定期的な訪問等により債務者の経営状況の把握に努め、適切な経営指導・経営改善支援等に努めております。

## 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備し、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めております。

## 農業者の所得向上と地域活性化に向けた取組み

### ～「担い手コンサルティング」の取組み～

J Aバンク石川では、令和4年度から農業者の所得向上に向けて「担い手コンサルティング」に取り組んでいます。農業者の経営分析による課題の見える化と解決策の提案、収支計画の作成支援を行う取組みをJ Aが主体となり、県連（営農戦略室、全農いしかわ、共済連石川、当会）と行政がサポートし、一体となって行っております。



担い手コンサル

### ～農業者のニーズに応じた資金対応～

農業者の所得増大等に向け、J Aバンク石川が一体となって取組んでおります。

### J Aバンク利子補給事業

担い手農業者、地域農業者の借入負担を軽減するため、農業近代化資金、農業バックアップ資金、農業アシスト資金、農業経営改善促進資金、アグリパートナーローンの借入者に対し、利子補給を行っております。

## 農業近代化資金、農業バックアップ資金の保証料助成

農業近代化資金、農業バックアップ資金の借入者に対し、保証料全額の助成をすることで、農業経営をバックアップし成長に向けた支援を行っております。



## 農業専門金融機関としての役割発揮

農業専門金融機関として担い手に対する一層の機能発揮を目指して、県内16JA・当会に「担い手金融リーダー」を設置するとともに、日本政策金融公庫「農業経営アドバイザー」資格取得者等による担い手の経営支援に取組んでおります。

## 農村地域振興・中小企業活性化等の基金（ファンド）への出資

当会は、石川県が創設した「いしかわ農業参入支援ファンド」、「いしかわ里山振興ファンド」、「いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド」、「いしかわ次世代産業創造ファンド」に対し、JAバンク石川を代表して基金の一部を出資し、農業参入の支援・促進、農村地域の振興、中小企業の活性化、新ビジネスの創出・育成の支援の観点から、ファンドの取組みを応援しています。

## ～アグリファンド石川の活動活性化に向けた取組み～

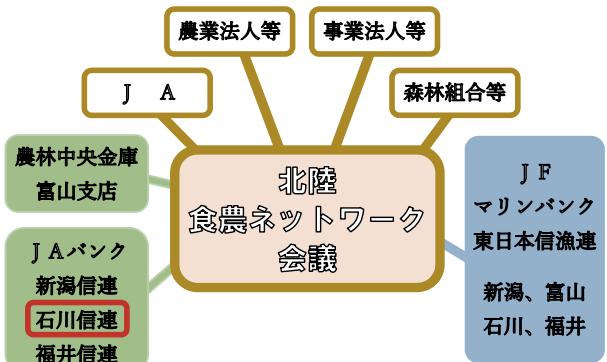
当会では、農業経営の安定・向上を目指すべく結成された農業者団体「アグリファンド石川」の事務局として運営のサポートを行っております。

令和4年度においては、農業経営の改善や向上をテーマとした研修・セミナーを開催しました



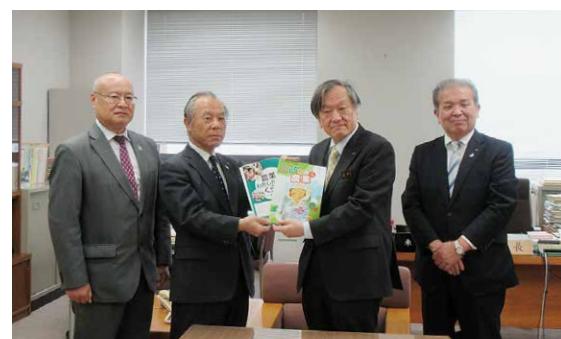
## ～ビジネスマッチングに向けた取組～

農業所得の増大に向けて、生産者と加工流通業者等とのビジネスマッチングなど農商工連携を推進するため「北陸食農ネットワーク会議」を開催し、北陸三県の農業者、企業等の商品・サービスを北陸地区内および全国へ向けて情報発信しております。



## 食農教育サポート

未来を担う子供たちに対して、食農を中心とする教育活動を通して、食、環境等と農業のつながりを知ってもらい、農業に対する理解を深めるため、JAバンク教材本「農業とわたしたちのくらし」を県内小学5年生及び特別支援学校へ贈呈しております。



JAバンク教材本贈呈

## 地域社会への貢献

当会では、県内JAとともに、地域社会の一員として農業と自然を大切にした地域貢献活動の実践を掲げ、環境・文化・教育・スポーツ面にわたり幅広く活動を実施しております。

### 「JAバンク石川 石川県トレセンジュニアサッカー大会」への協賛

ジュニアサッカーの普及と子どもたちの健全な育成を目的として、令和5年5月、小松市こまつドームドリームピッチにおいて、コロナ禍により延期となり4年振りとなる「第35回JAバンク石川 石川県トレセンジュニアサッカー大会」を開催いたしました。



ジュニアサッカー試合風景

## 「第45回JAバンク石川「くらしの絵」コンクール」の開催

「くらしと農業」をテーマに、子どもたちがくらしを見つめることで正しい生活感の醸成を図るとともに、美術教育の振興を目的として、昭和53年より毎年開催しております。

第45回コンクールは県内小中学校から284作品の応募をいただき、厳正な審査を行ったうえで令和4年10月の「石川の農林漁業まつり」にて優秀作品を展示するとともに、入賞者への表彰式を執り行いました。

優秀作品を冊子にまとめ、入賞者をはじめご応募いただいた小・中学校へ配布しております。

## 「いしかわ・金沢 風と緑の楽都音楽祭」への協賛

北陸の音楽文化の発信や地方創生をテーマとした「いしかわ・金沢 風と緑の楽都音楽祭」への協賛を行っております。

## 「年金相談会」の開催

各種年金手続きや、老後のくらしの相談等に応えるため、県内JAとともに社会保険労務士による年金相談会を年間67回開催しました。

## 節電・省エネへの取組み

(公社) いしかわ環境パートナーシップ県民会議が行う、「エコチケット」事業（いしかわ家庭版環境ISO）への寄付（協賛）を行っております。

## 「クリーンビーチいしかわ」への協賛・参加

環境保全に取組む「クリーンビーチいしかわ」に協賛し、毎年金沢市内で実施される海岸一斉清掃にボランティア参加しております。



クリーンビーチいしかわ

## 能登地方復興支援定期貯金の創設

令和5年6月に、県内JAとともに「能登地方地震復興支援定期貯金」の創設・募集を開始いたしました。

本定期貯金募集終了後の残高の0.01%相当額を義援金として石川県を通じて被災地域へ寄付いたします。



復興支援定期貯金チラシ

令和4年度は新型コロナ感染拡大防止の観点から、「JAバンク石川年金友の会グラウンド・ゴルフ県大会」「年金受給者感謝コンサート」の開催を見送りました。

# 令和4年度事業の概況

令和4年度の日本経済は、新型コロナ感染症の「まん延防止等重点措置」が令和3年度末に解除されたことで、経済活動が徐々に回復の兆しを見せていましたが、ロシアのウクライナ侵攻による、エネルギーや穀物などを中心とした世界的な物価上昇に伴う個人消費の回復の遅れなどから、回復は緩慢なものとなりました。

金融情勢については、欧米各国中央銀行のインフレ加速抑制に向けた大幅な金利引上げ継続の影響を受け、国内長期金利にも上昇圧力がかかる中、日銀は12月に市場機能の改善を目的として長期金利の許容変動幅の拡大を実施しました。しかしながら、年度末に向けては新体制下での日銀の金融政策を巡る思惑や欧米の銀行破綻による金融システム不安により、長期金利は方向性のない動きとなりました。また、株式相場については、国内外景気の不確実性の高まりから上値が限られる一方で円安が下支えとなり底堅く推移しました。

農業を巡る情勢については、大規模農業者への農地集積が進む一方、人口減少によるマーケットの縮小や高齢化・後継者不足等により生産基盤は弱体化しています。このような中、ロシアのウクライナ侵攻による世界的な肥料・飼料等の生産資材価格の高騰が農業経営を圧迫しており、農業所得向上への対応が課題となっております。

こうした中、「JAバンク石川中期戦略（2022～2024年度）」の初年度として、農業・くらし・地域の各領域でJA毎の実情に応じた金融仲介機能の発揮に向けて県域業務機能を担うとともに、資金運用力強化による収益確保に努めた結果、経常利益17億16百万円、当期剰余金15億39百万円を計上致しました。

## 主要な経営指標の推移

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	8,880	8,707	8,471	7,833	7,171
事業純益	1,685	2,011	1,652	1,581	1,179
経常利益	2,317	2,263	1,760	1,878	1,716
当期剰余金	2,093	2,087	1,590	1,737	1,539
出資金	33,047	33,047	33,047	33,047	33,047
出資口数	3,304,734	3,304,734	3,304,734	3,304,734	3,304,734
純資産額	68,227	66,198	65,051	62,237	58,483
総資産額	1,084,408	1,116,978	1,164,668	1,174,860	1,123,616
貯金等残高	1,005,774	1,037,446	1,086,319	1,100,263	1,055,095
貸出金残高	135,316	143,302	148,489	161,425	174,978
有価証券残高	183,655	180,278	199,282	212,314	214,649
剰余金配当金額	1,764	1,710	1,516	1,555	1,108
普通出資配当額	349	349	349	349	349
後配出資配当額	2	155	155	155	155
事業分量配当額	1,412	1,205	1,011	1,050	603
職員数	77	78	71	70	67
単体自己資本比率	17.42	16.96	16.52	16.42	16.48

(注) 貯金等残高には譲渡性貯金を含みます。

(注) 単体自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出してあります。

### 貯金等残高

会員JAからの貯金が減少したことに加え、地公体からの貯金も減少したことから、当期末残高は10,550億円（前年対比4.1%減少）となりました。



### 貸出金残高

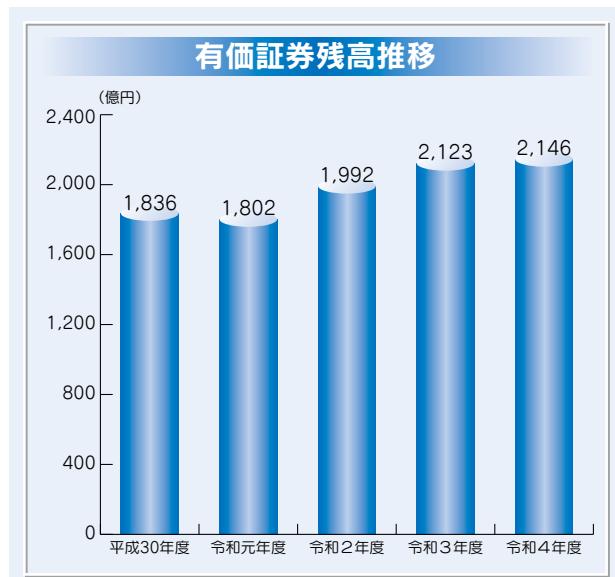
新規融資獲得に向けて、食農関連企業等への積極的なアプローチにより、地場企業への融資、金融機関貸付等が増加した結果、当期末残高は1,749億円（前年対比8.4%増加）となりました。



### 有価証券残高

低金利が継続する中、利回り確保のため超長期国債の取得を継続する一方、金利リスク抑制のため、中長期の事業債や外貨建ての外国債券を取得しました。また、収益機会の多様化とリスク分散の観点から株式・受益証券（外債ファンド、E T F）を取得しました。

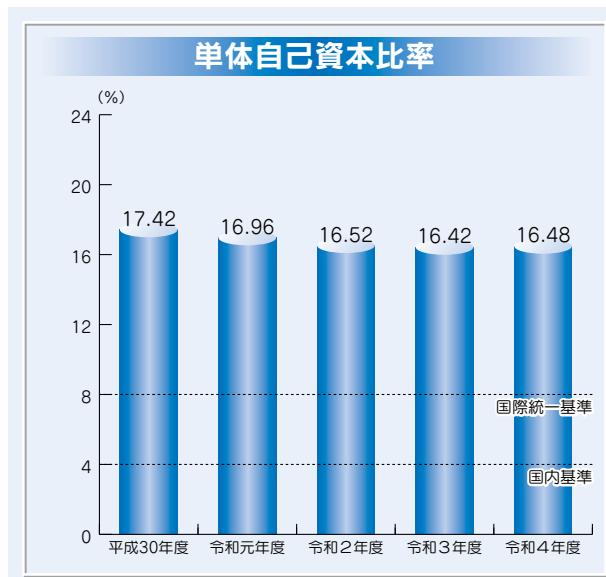
一方、相場動向を捉え、国債・受益証券等の売却を行った結果、当期末残高（時価評価後）は2,146億（前年対比1.1%増加）となりました。



### 単体自己資本比率

投資拡大に取り組んだことによりリスク・アセット額が増加したものの、利益準備金の増加等により自己資本が増加した結果、前期比0.06ポイント増加の16.48%となりました。

また、当会の自己資本比率は、国内基準及び国際基準を大きく上回り、健全な内容となっております。



# 業務の適正を確保するための体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくため、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を策定しております。

今年度の運用状況の概要は、以下のとおりです。

## 内部統制基本方針

1. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
  - (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要事項の決定にあたっては事前に当会のコンプライアンス統括部署が審査を行う。
  - (3) 不祥事の未然防止、早期発見および内部牽制と自浄作用を高めることを目的として、「JAグループ石川ヘルブライン」制度を設置する。
  - (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
  - (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。
2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
  - (2) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行ふことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
  - (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーションル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理する。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
  - (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスク資本を配賦し、これを上限とした運用を行う経済資本配賦の実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
  - (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められていた要件に基づき規制資本

に関するマネジメントを実施する。

- (5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
  - (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、常例または随時の経営課題等を協議する委員会を設置し、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を行う。
  - (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。
5. 当会およびその子会社等における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当会の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
  - (2) 円滑な業務運営を図るため、当会と子会社等の間において協議または報告すべき事項を定め、経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。
6. 内部監査体制
  - (1) 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
  - (2) 内部監査は、当会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
  - (3) 内部監査結果を理事会に報告し、内部監査実施状況を経営管理委員会へ報告する。
  - (4) 監査室長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。
7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事から独立性に関する事項
  - (1) 監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置する。
  - (2) 監事室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するための職員を配置する。
  - (3) 監事室に配属する職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
8. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
  - (1) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事實を監事に報告する。
  - (2) コンプライアンス所管部は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合に

- は、監事にその旨を報告する。
- (3) 監査室は、業務監査結果を監事に報告し定期的に意見交換を行う。
- (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
9. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。
10. 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針
- 監事がその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。
11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べができるものとする。
- (2) 理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4) その他、理事および職員は、監事監査規程に定めのある事項を尊重する。
- ## 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- 当会は、法令遵守、リスク管理、グループ会社管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、内部統制委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和4年度の運用状況は以下のとおりです。
- (1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 法令等遵守体制については、役職員の行動規範、倫理憲章を定めるとともに、コンプライアンスプログラムの策定や役職員の研修等を行いコンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、反社会的勢力との関係遮断については、県内JAに向けた研修会等対応支援等の取組みを実施しています。
- (2) 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
- 当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書取扱細則はじめとする諸規程を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確実なものとしています。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当会は、リスクマネジメント基本方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会・経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っています。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的なサービスを継続的に提供できるようJAバンク石川業務継続要領を定めています。
- (4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 事業計画の進捗管理を役員・部長により構成する部長会議、ALM委員会、理事会において定期的に検討・協議し実効性を図っています。また、部長会議において重要案件の報告等を行い、理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としています。
- (5) 当会およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制
- 各業務に係る諸規程を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めています。また、子会社管理規程を策定し、子会社における業務管理体制やリスクの把握に努めています。
- (6) 内部監査体制
- 内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度及び業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長及び監事に報告しています。
- (7) 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項
- 監事の職務執行を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監事室を設置し、専任の職員を配置しています。
- (8) 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
- 理事会や理事会から付託されて協議等を行う会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。
- (9) 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監事監査規程に、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することを明記しており、役職員に周知しています。
- (10) 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針
- 監事の職務執行について生ずる費用については、年度ごとに予算化するほか、個別に発生する追加費用についても支払うこととしています。
- (11) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

# コンプライアンス（法令等遵守）

当会は、農業者及び地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、農業の健全な発展、豊かな国民生活の実現、地域社会の発展に貢献することを基本的な役割・使命とし、これまで以上に揺るぎない地域社会からの信頼を確立していくため、役職員の行為規範及び遵守事項を策定したコンプライアンス・マニュアルにおいて下記の6項目からなる基本方針を定め、毎年度策定するコンプライアンス・プログラムの具体的実践を通じ、健全かつ適切な事業運営に取組んでおります。

## 基本方針

### (1) 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

### (2) 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

### (3) 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

### (4) 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している

なか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

### (5) 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

### (6) 持続可能な社会への貢献

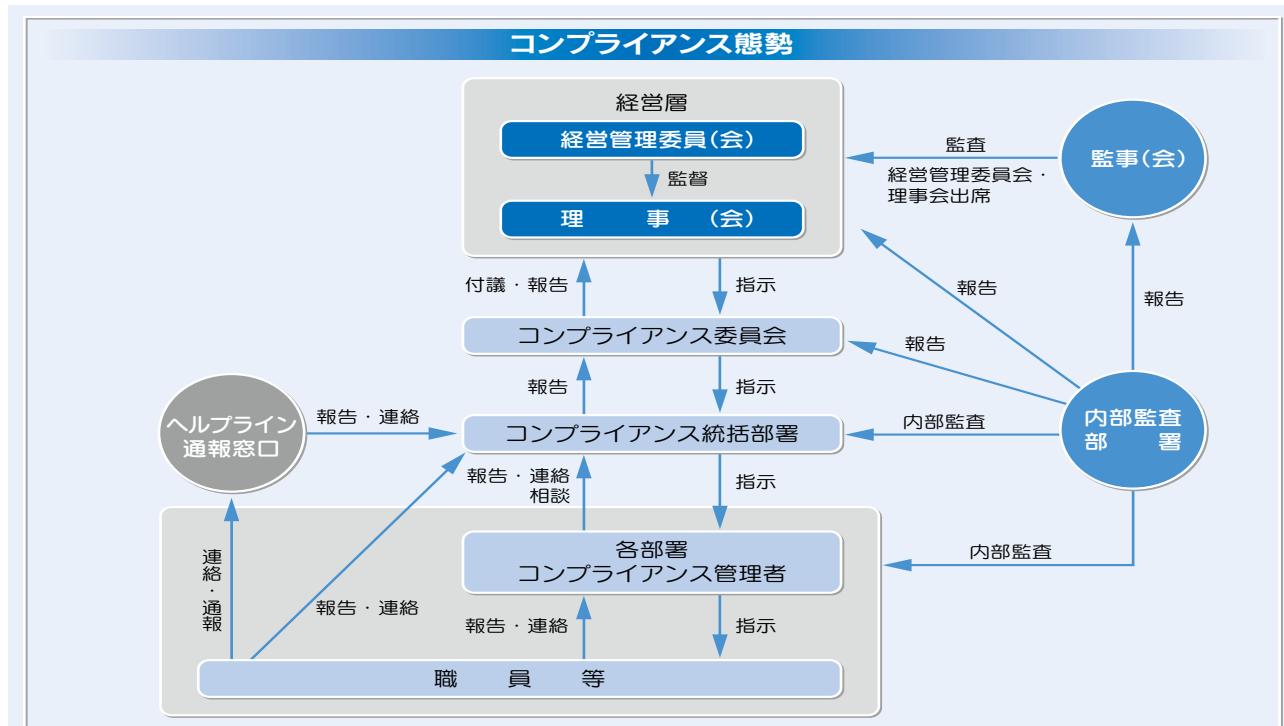
社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

## コンプライアンスにかかる取組み

令和4年度コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス意識の向上のため階層別研修を開催したほか、メンタルヘルスケアの実施、コンプライアンスにかかる各種資格取得を奨励しました。

法令等の改正動向を踏まえ、個人情報保護、反社会的勢力との取引排除およびマネー・ローンダリング対策にかかる規程類を整備し、各取組みに向け態勢の整備・強化に努めました。

引き続き、会員・利用者からの信頼性確保のため、全役職員がコンプライアンスの重要性を理解し、実践してまいります。



## 利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていきます。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応および金融ADR制度において求められる措置・対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

## お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会は、農業専門金融機関として県下JAと一体となり石川県農業の振興と農家経済の向上を金融面から支援させていただくとともに、地域金融機関として地域社会の発展に貢献すべく事業展開に努めております。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、当会利用者のほか、県下JAの信用事業をサポートする県域組織として県下JAとお取引いただく組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

### 1. お客さまへの最適な商品提供

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、お客さまが選択する商品数を絞り選びやすさを重視するほか、過去の運用実績が相対的に良好であることや手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

### 2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ライフプラン等のヒアリングを行うとともに資産運用スタイル診断シートを用いて、お客さまのニーズに合った商品をご提案いたします。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注

### 1、2、4、5）】

- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、資産運用ガイド等により資産運用の必要性から商品の絞り込みまでについて必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】  
(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、JAバンクセレクトファンドマップにより丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】  
3. 利益相反の適切な管理  
お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、金融商品の販売・推奨等において利益相反が生じやすい場面においては重要情報シートの活用により具体的な説明を行うなど、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則3本文および（注）】  
4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材育成と態勢の構築

研修による指導や資格取得の推進を通じて、お客さまの多様な資産運用等のニーズに対し、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

また、県下JAに対し、農林中央金庫が提供する各種研修プログラムを活用し人材育成を支援してまいります。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

## 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会について、適切な対応に努めます。

## 金融円滑化基本方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対し必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当会は、農業経営者、中小企業者等のお客さまから、新規貸付の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会にて、既に借入れいただいている資金について、その弁済に支障を生じている、もしくは生じるおそれのある農業経営者、中小企業者または住宅ローンご利用等のお客さまから、当該債務の弁済にかかる負担の軽減の申込みがあった場合には、お客さまの事業についての改善や再建の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、当該債務の条件変更、旧債の借換えなど負担の軽減に資する措置をとるよう努めます。
3. お客さまから上述の申込みまたは事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めがあった場合には、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
4. 当会は、お客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
5. 当会は、上述のようなお申込み、ご要望につきまして、お客さまの状況等をきめ細かく確認させていただくとともに、お客さまの経験等に応じて説明を適切かつ真摯に対応させていただきます。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
6. 当会は、上述のような金融の円滑化を適切に進めるために、次のような体制を整備いたしております。
  - (1) コンプライアンス委員会において、金融円滑化管理態勢整備にかかる企画、推進および管理に関する重要な事項の審議等を行います。
  - (2) 金融円滑化管理責任部署および金融円滑化管理担当者を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
  - (3) お客さまからの金融円滑化にかかるご相談窓口を食農営業部に設置し、公正・円滑な対応に努めてまいります。

## 与信取引に関する利用者への説明態勢

当会は、与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関して利用者（借入者・保証人等）の知識、

経験及び財産の状況に応じて契約時など重要な事項の利用者への適切な説明態勢等を定めた「与信取引に関する利用者への説明態勢にかかる規則」を制定し、利用者との更なる信頼関係構築に努めております。

## 金融ADR制度への対応

当会では、お客さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JA/バンクに関するご相談および苦情等を受け付けております。

### 1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA/バンク相談所と連携し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

#### □当会の相談・苦情等受付窓口

貯金・国債・投信 076-240-5181

融資 076-240-5141

(9時～17時、金融機関の休業日を除く)

□JA/バンク相談所 03-6837-1359

(9時～17時、金融機関の休業日を除く)

### 2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として外部機関である金沢弁護士会を利用してあります。

(紛争解決措置の利用にあたっては、上記窓口またはJA/バンク相談所にお申し出下さい。)

## 個人情報保護方針

当会は、利用者等の皆様の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

### 1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者等の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

### 2. 利用目的

当会は、利用者等の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

### 3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

### 4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

### 5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

### 6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

### 7. 假名加工情報の取扱い

当会は、假名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

### 8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をあって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

### 9. 開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

### 10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

### 11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

\*個人情報保護法に基づく公表事項等については、当会ホームページをご覧ください。

## 情報セキュリティ基本方針

当会は、会員・利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報及び預託情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システム及び情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に留めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティ管理態勢を確立し、維持改善に努めます。

## 利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法等に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

### 1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

### 2. 利益相反のおそれのある取引

「利益相反のおそれのある取引」には、以下の取引があります。

- (1) お客さまと当会の間の利益が相反する取引
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する取引

### 3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合は、利益相反管理統括部署に

相談し、特定を行います。

#### 4. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる何れかの方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

#### 5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会が定める内部規程に基づき適切に記録し、保存いたします。

#### 6. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。
- (2) 当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規程等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

#### 7. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

### マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定されました「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に反社会的勢力等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。（運営等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。（反社会的勢力等との決別）

当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

### 偽造キャッシュカード対策について

偽造キャッシュカードを用いた不正な引出しについては、JAバンクとお客様との信頼関係に関わる重要な事項であることから、JAバンク石川では以下のとおり被害防止対策に積極的に取組んでおります。

#### 1. キャッシュカード盗難・偽造保険の加入

JAバンク石川のキャッシュカード（ローン契約のあるカードも含みます。）には、すべて盗難・偽造保険がセットされています。

#### 2. ATM画面の覗き見防止措置

ATM操作時の覗き見防止対策として、覗き見防止フィルムの貼付、後方確認用鏡の設置を行いました。

#### 3. 暗証番号のセキュリティ強化

生年月日、電話番号、郵便番号、住所地番、自動車のナンバー等の暗証番号登録については注意喚起するとともに、ATMでの暗証番号変更サービスを行っております。

#### 4. お客様による1日当りの支払限度額ならびに利用限度額設定

ATMでの1日当りの支払限度額を200万円（磁気カードまたはIC化未対応のATMの場合は50万円）としております。なお、口座単位の1日当りの利用限度額をJA窓口にて任意に設定することができます。

#### 5. キャッシュカード等の盗難・紛失への対応

通帳、証書、印鑑、キャッシュカード等が盗難に遭ったり、紛失した場合の窓口を、「ATM全国集中監視センター」に設置しております。

#### 6. キャッシュカードのIC化対応

平成18年10月よりICキャッシュカードの発行を開始するとともに、ATMのIC化を完了しております。

#### 7. 異常な取引を検知しお客様に通知する仕組み

一定額以上の高額な引出しが継続するなどの「異常な取引」を検知し、お客様に通知する仕組みを導入しています。

詳しくは、お取引されているJAの窓口またはJAバンク石川のホームページをご確認下さい。

# リスク管理

金融機関経営を巡るリスクが多様化・複雑化する中、経営の健全性確保と収益性向上のためのリスク管理態勢強化が一層求められております。

当会では「リスクマネジメント基本方針」に基づき、「リスク管理委員会」ならびに「ALM委員会」を設置し、リスク管理の充実・強化に努めております。

特に信用リスクの管理については、「財務管理委員会」を設置して、リスク管理債権の処理方針等を協議検討しております。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっており、当会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じております。

## リスク管理態勢

信用リスクや市場リスクのほか、システムリスク、事務リスクなど当会業務運営にかかる諸リスクの計量化・統合的管理を行い、健全かつ適切なリスクマネジメントによるリスクのコントロールと安定的な収益確保に努めています。

体制面では、リスク管理委員会を定期的に開催し、リ

スク管理の企画・立案、リスク計測・評価、リスク管理の検証及びリスク管理の改善について協議・検討しております。

## ALM管理態勢

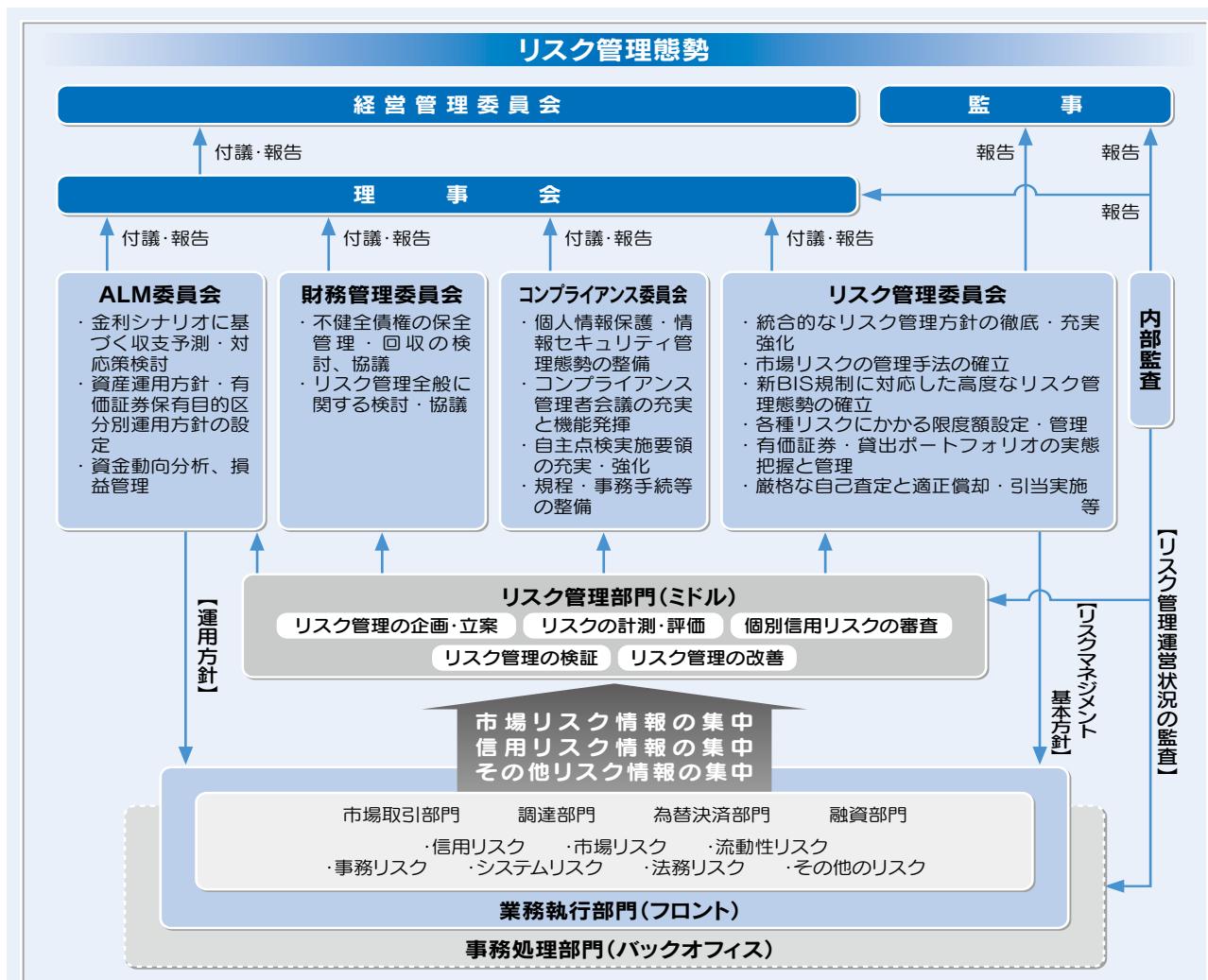
市場リスク、流動性リスク等の状況を的確に把握し、資産・負債を総合的に管理することにより、安定的収益の確保と財務の健全性維持に努めています。

体制面ではALM委員会等を定期的に開催し、資金動向の分析・損益管理の徹底を図るとともに、収支シミュレーションの実施による資産運用方針等を検討しております。

## 監査態勢

業務運営や事務処理の適正化と事故未然防止のため、各部署で定期的に行う自主点検に加え、監査室による年間計画に基づく内部監査、監事による定期監査・隨時監査等、相互牽制に努めています。

また、会計監査人の外部監査による内部統制機能の検証を実施しております。



# 組 織

## 〈経営管理委員会〉

役職名	氏名
経営管理委員会会長	西沢 耕一
経営管理委員会副会長	山本 好和
経営管理委員	表野 悅夫
経営管理委員	新谷 克己
経営管理委員	藤田 繁信
経営管理委員	中村 真
経営管理委員	西川 一郎
経営管理委員	虎本 重
経営管理委員	寺西 清悟
経営管理委員	得田 恵裕
経営管理委員	作田 実喜秋
経営管理委員	柄田 俊樹

## 〈会員数〉

資格別	令和4年3月末	令和5年3月末
正会員	20	20
准会員	56	55
合計	76	75

## 〈役員等の報酬体系〉

### 1. 役員

#### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

#### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	55	6

(注1) 対象役員は、経営管理委員15名、理事4名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

#### (3) 対象役員の報酬等の決定等

##### ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：当会の会

## 〈理事〉

役職名	氏名
代表理事理事長	南 昇
常務理事	川岸 勘造
常務理事	塩谷 昌美

## 〈監事〉

役職名	氏名
代表監事	田村 政博
常勤監事	番匠 保之
監事	垣内 達史
監事	長谷 治男

監事長谷治男は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

## 〈職員数〉

(単位：人)

区分	令和4年3月末	令和5年3月末
参考	—	—
男子職員	43	41
女子職員	24	24
嘱託常備人	3	2
合計	70	67

員JA組合長等から選出された委員5人)に諮詢をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

#### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

#### 2. 職員等

##### ・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

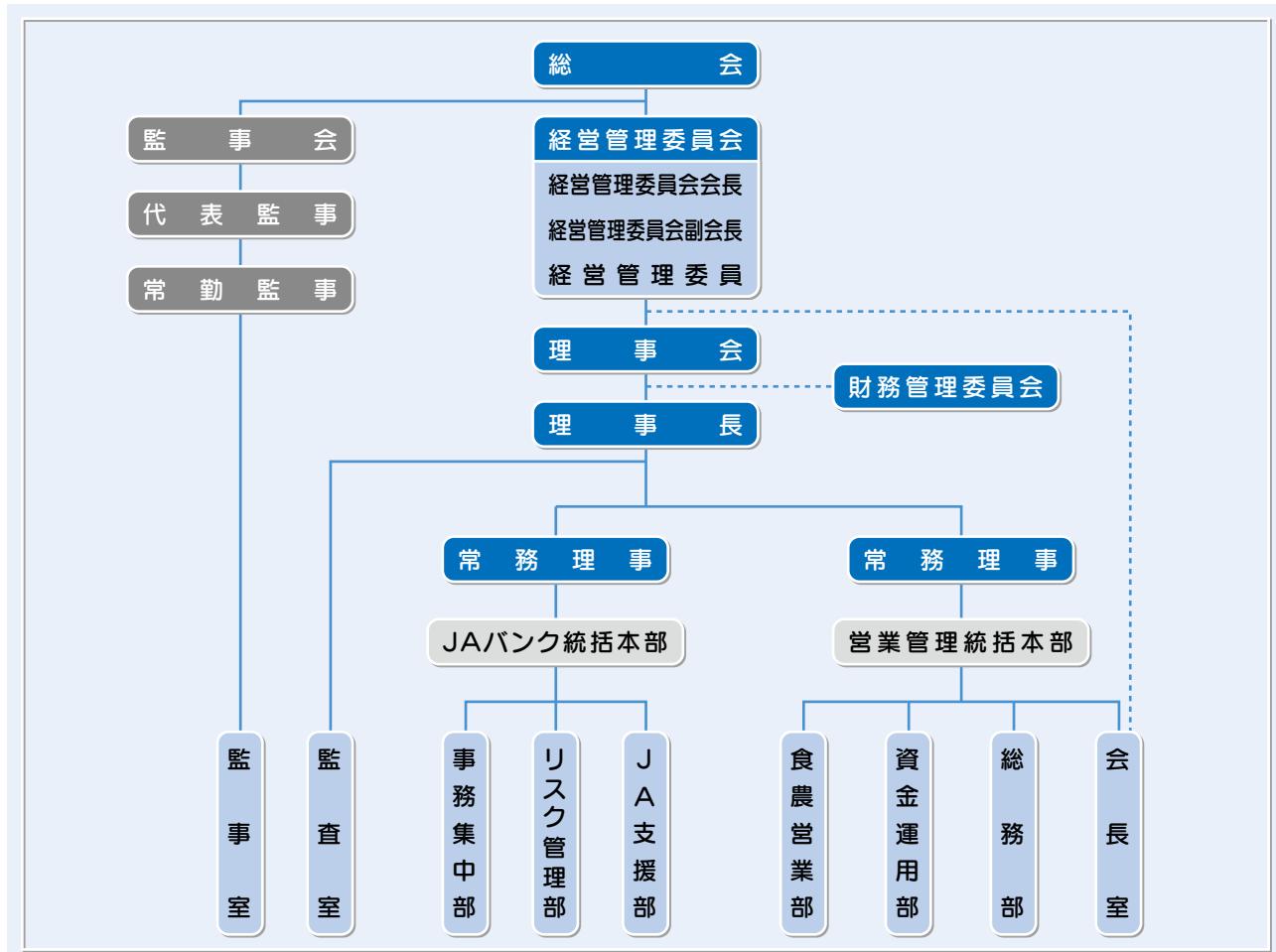
(注2) 「同等額」は、令和4年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

#### 3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

以上

## 〈機構図〉



## 〈事務所〉

店舗名	所在地	代表電話番号
本 所	〒920-0383 金沢市古府1丁目220番地	076-240-5111

## 〈会計監査人〉

名 称	所 在 地
みのり監査法人	〒108-0014 東京都港区芝5丁目29番11号

## 〈特定信用事業代理業者の状況〉

該当する取引はありません。

## 〈子会社等〉

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	施設の概要	設立年月日	資本金総額	当連合会の議決権比率	当連合会及び他の子会社等の議決権比率	役員数	職員数
株式会社石川県農協電算センター	西沢耕一	金沢市古府1丁目217	情報サービス業	データ送受信	昭和52年4月1日	百万円 192	% 20.79	% 20.79	19人	40人

(注) 関連会社(株)石川県農協電算センターについては重要性の原則により連結決算の対象としておりません。

# J Aバンク石川の事業のご案内

## 新しいサービスの提供

### J Aバンク投信ネットサービスの提供開始

インターネットに接続可能なパソコンやスマートフォンから、投資信託の口座開設を始め、商品の買付や解約等の各種取引や照会などがご利用いただけるサービスとして、「J Aバンク投信ネットサービス」の提供を開始いたしました。

スマートフォンの場合は、J Aバンクアプリからでも本サービスをご利用いただけます。

## 貯金業務

当会では、当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、各種定期貯金等ご利用の目的や期間、金額等に応じた様々な貯金商品を取り扱いし、地域の皆さまや地方公共団体、地元企業等の皆さまにご利用頂いております。その他、年金のお受け取り、給与振込、公共料金・都道府県税・市町村税・各種料金のお支払い等もご利用いただけます。

なお、J Aの組合員や地域の皆さまがJ Aに預けられた資金は、組合員等の生活・事業資金に貸し出され、それ以外の資金がJ Aを通じて当会に預けられております。

### 〈貯金商品〉

貯金の種類	特色	期間	お預け入れ額
当座貯金	お支払には安全で便利な小切手・手形をご利用いただけます。	期間の制限はありません	1円以上
普通貯金	お財布代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。	期間の制限はありません	1円以上
普通貯金決済用	利息はつきませんが、貯金保険制度により全額保護されるのが最大の特色です。	期間の制限はありません	1円以上
JA教育資金贈与専用口座	「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した商品です。	お預け入れいただいた方が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	1円以上1,500万円以下
JA結婚子育て資金贈与専用口座	「結婚子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した商品です。	お預け入れいただいた方が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	1円以上1,000万円以下
成年後見支援貯金	成年後見制度による支援を受ける方（ご本人）の貯金のうち、「通常使用しない金銭」（大口貯金口座）を家庭裁判所の「指示書」に基づき管理するための貯金であり、成年後見制度利用者の財産保護を図ることが可能です。	期間の制限はありません	1円以上
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、金額階層別金利となっていますので、普通貯金より高利回りで運用できます。	期間の制限はありません	1円以上
通知貯金	まとまった資金の短期運用に有利です。	7日以上	5万円以上

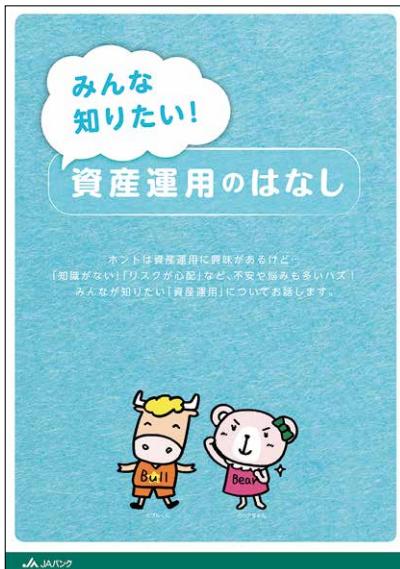
定期貯金	スーパー定期貯金	お預け入れ期間は1か月以上で、確定利回りの定期貯金です。	1か月以上10年以内	1円以上
	大口定期貯金			1,000万円以上
	変動金利定期貯金	6か月毎にその時点の金利動向によりお預かり利率が変動します。	1年、2年、3年	1円以上
	期日指定定期貯金	1年複利で高利回りの定期貯金です。1年経過後はお引き出し自由、また元金の一部お引き出しもできます。	最長3年	1円以上 300万円未満
積立定期貯金	エンドレス型	積立期間や満期日を定めずに自由に積立て、将来に備えてまとまった資金を貯えることができる定期貯金です。	期間の制限はありません	1円以上
	満期型	目標額に合わせて無理なく積立てていただける定期貯金です。	7か月以上	1円以上
	年金型	予め受取開始日を定め、積立てた資金を定期的にお受け取りができる年金タイプの定期貯金です。	積立期間1年以上、据置期間2か月以上、受取期間3か月以上	1円以上
財形貯金	一般財形貯金	給料からの天引きで、お勧めの方々の財産づくりには最適な積立貯金です。	3年以上	1円以上
	財形住宅貯金	給料からの天引きで、マイホーム資金づくりに最適です。また、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	
	財形年金貯金	在職中に退職後のための積立を行い、60歳以降に2・3か月毎にお受け取りできます。また、財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	積立期間5年以上、据置期間4か月以上5年以内、受取期間5年以上20年以内	
定期積金	毎回一定のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6か月以上10年以内	1,000円以上	
譲渡性貯金	大口の余裕資金を高利回りで運用できます。満期日前の譲渡も可能です。	7日以上5年以内	1,000万円以上	

※ご利用の際には、規定の内容等をご確認いただき、ご不明な点は店頭窓口でお尋ね下さい。

## 国債・投資信託の窓口販売業務

お客様の多様化する資産運用ニーズにお応えするため、国債・投資信託の窓口販売業務など各種金融商品を取扱いしております。

国 債	長期利付国債（10年）、中期利付国債（2年・5年）、個人向け国債（3年・5年・10年）の窓口販売を行っています。
投 資 信 託	投資目的、投資経験やリスク許容度に応じて商品選択ができるよう、国内外の債券、株式、不動産などを組み込んだ様々なファンドの窓口販売を行っています。なお、売却益・分配金等が非課税（※）となるNISA・つみたてNISAの取扱いもしております。 ※NISAは年間120万円、つみたてNISAは年間40万円までの投資が対象
ファンドラップサービス	お客様一人ひとりの資産運用ニーズを踏まえ、目標を設定・共有し、資産運用の専門家がお客様に代わって投資判断や売買などの運用・管理のすべてを行い、目標達成を長期的にサポートしていくサービスを行っています。



## 信託業務（農中信託銀行の信託契約代理業務）

農中信託銀行の信託契約代理店として、土地信託・特定贈与信託・公益信託等の信託契約代理業務の取扱いをしております。なお、当会が行う信託契約代理業務は、契約締結の媒介です。

※各種商品の詳細については、当会窓口でご確認ください。

貸出業務

農業専門金融機関および地域に根ざした金融機関として、安定的な資金の供給を通じて、地域の農業・経済活動の活性化に資することを使命としております。

## (1) 農業金融

認定農業者、集落営農組織、農産加工組合から兼業農家に至るまで、あらゆる経営体に対する農業生産、農産加工及びこれらの流通・販売に必要な資金の対応を行っております。

さらに、県内16JA・当会に「担い手金融リーダー」及び「農業融資担当者」を設置し、担い手の皆さまの融資・経営相談にお応えしているほか、関係団体・機関と連携のもと、経営不振農業者の再生支援に努めております。

○農業及び農産加工・流通への融資を通じ、地域の振興・発展を応援いたします。

農業バックアップ資金	認定農業者、集落営農組織から兼業農家まで、農業を営む方の設備・運転資金を取扱いしています。
アグリビジネスローン	農業法人等の認定農業者及び集落営農組織が行う地域農業および農村地域の発展に資する前向きな事業に必要な短期運転資金を取扱いしています。
パートナーズローン	迅速かつ簡便な借入・返済手続きにより、農家組合員の皆さまの農業運転資金・生活資金を取扱いしています。
農業アシスト資金	認定農業者等の農業生産および農産物の加工・流通・販売等に必要な運転資金（当座貸越方式）を取扱いしています。
アグリパワー資金	地域農業および農村地域の発展に資する再生可能エネルギー利用の取組みに必要な資金を取扱いしています。
農業制度融資	農業近代化資金、農業振興資金、農業経営改善促進資金（スーパーS）など各種制度資金融資を取扱いしています。
アグリパートナーローン	地域農業の核となる大規模農業者に対する運転資金を取扱いしています。
代理貸付	株式会社日本政策金融公庫の業務を受託し、各種資金を取扱いしています。

※各種資金の詳細については、最寄りのJA・当会窓口にご相談ください。

なお、アグリパートナーローンについては当窓口にご相談ください。

**JAバンクの農業融資**

JAバンク石川独自資金

農業の未来をつくる

JAバンクの農業融資

JAバンク石川独自資金

農業バックアップ資金

農業アシスト資金

農業近代化資金

制度資金

青年等就農資金

農業経営基盤強化資金(スーパー)

目的

ご利用いただける方

お使いいきかた

お借入期間

お借入額算定額

担保・保証

## (2) 地域金融

地元還元・地域貢献を基本に、県内JA、農業関連団体はもとより、石川県をはじめとした地方公共団体、地元企業等に対し必要な資金対応を行っております。

また、地域の皆様の豊かなくらしづくりを強力にバックアップするため、住宅・マイカー等各種ローンのほか、政府系金融機関（独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構、株式会社日本政策金融公庫など）の受託金融機関として、各種資金をお取扱いしています。

○事業の発展を応援致します。

法人向け事業資金	一般企業等の方々を対象に、通常の運転資金・設備資金等幅広く事業に係る資金を取扱いしています。
個人向け事業資金	県内JAの組合員の方々を対象に運転資金・設備資金・その他農業外の事業資金を取扱いしています。
制度融資	石川県制度資金の取扱金融機関として、各種制度資金を取扱いしています。

○豊かな生活を応援いたします。

ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	保証および担保
住宅ローン （100%応援型、借換応援型など）	満18歳以上でその他一定の要件を満たしている方	新築、購入、増改築など（借換資金を含む）	10万円以上 10,000万円以内	3年以上 40年以内
マイカーローン	満18歳以上でその他一定の要件を満たしている方	自家用自動車の購入、車検費用など	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 10年以内
代理貸付	独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫などの業務を受託し、各種資金をお取扱いしています。			保証機関の債務保証が必要です。

※その他、リフォームローン・カードローン・教育ローン・フリーローン・多目的ローンもお取扱いしております。  
各種資金の詳細については、最寄りのJA・当会窓口にご相談下さい。

## 為替業務・その他のサービス業務

全国のJAをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っております。

また、日本銀行歳入復代理店として国庫歳入金の取扱いのほか、石川県収納代理金融機関、金沢市収納代理金融機関として、石川県および金沢市の公金の取扱いを行っています。

### 〈為替業務〉

内 国 为 替	県内・全国のJAはもとより、国内の金融機関等への送金・振込・代金取立等を迅速かつ安全・確実に行います。
給 与 振 込	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
自 動 受 取	各種年金、配当金等がお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれますので、その都度お受取りに出かけられる手間が省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
自 勤 送 金	毎月決まった日に、決まった先に自動的に送金する便利なシステムです。学費の仕送りや家賃・各種会費などのお支払いにお役に立ちます。
自 勤 支 払	電気・電話・NHK受信料などの各種公共料金、クレジットカード利用代金などの月々のお支払いを、ご指定口座から自動的にお支払いたしますので、大変便利です。

## 〈インターネットバンク・各種サービス〉

J A キャッシュサービス	カード一枚で、JAバンク石川のキャッシュサービスコーナーはもちろん、全国のJA、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行等のキャッシュサービスコーナー、さらにセブン銀行、ローソン銀行、コンビニATM（ファミリーマート等）がご利用いただけます。 なお、ICキャッシュカードにより、セキュリティ上も安全にご利用いただけます。
デビットカードサービス	J-Debit（ジェイデビット）のマークのあるお店での買い物やご飲食のお支払代金は、お手持ちのJAキャッシュカードで決済いただけます。
J A カード	JAカードは、国内外でのショッピング、公共料金等のお支払いのご利用はもちろん、海外旅行傷害保険並びにショッピングパートナー保険サービスの標準付帯のほか、JAならではのサービスが用意されております。 また、ロードアシスタンツ付JAカード、ICキャッシュカードとの一体型JAカードなど多彩に取り揃えており、便利で安全な機能を兼ね備えたものとなっております。
J A ネットバンクサービス	窓口やATMに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン・携帯電話からアクセスするだけで、平日・休日を問わず、残高照会や振込・振替（予約）などの各種サービスがお気軽にご利用できます。
法人JAネットバンクサービス	法人・個人事業主様向けのネットバンクサービスで、インターネットに接続できるパソコンとスマートフォンがあれば、残高照会や振込・振替（予約）のほか、口座振替データや総合振込・給与振込など、複数件のお振込みデータを1回の操作でまとめてご依頼できる伝送サービスなどがご利用できます。
代金回収サービス（IS-NET）	石川県内各金融機関はじめ全国の金融機関の取引口座より売掛代金の回収を行うサービスで、会社等の集金業務の合理化をご支援いたします。
JAバンクでんさいサービス	株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が取り扱う電子記録債権の取引ができ、手形等に代わり資金決済が安全かつ円滑に行えるサービスです。

※各種サービスの詳細については、当会窓口でご確認ください。

## 〈為替手数料〉

（令和5年7月1日現在）

			店 内	JA宛	他行宛		
振 込	窓 口 利 用	電 信 ・ 文 書	3万円未満	110円	220円	660円	
			3万円以上	330円	440円	880円	
	A T M 利 用	当会・JA・JFマリン 銀行のキャッシュカード	3万円未満	無料	110円	440円	
			3万円以上	無料	330円	660円	
	イ ン タ ー ネ ッ ト 等 利 用	その他の金融機関の キャッシュカード	3万円未満	無料	110円	550円	
			3万円以上	220円	330円	770円	
	定 時 自 動 送 金	電 信 ・ 文 書	3万円未満	無料	110円	220円	
			3万円以上	無料	110円	330円	
	給 与 ・ 賞 与			無料	無料	110円	
	送 金			—	440円	660円	

組戻料  
880円  
  
訂正料  
880円

〈代金取立〉

(令和5年7月1日現在)

電子交換手数料	880円	不渡手形返却料 880円 取立手形組戻料 880円
個別取立	1,100円	
取立手形店頭呈示料	880円	

〈その他手数料〉

(令和5年7月1日現在)

両替	1枚～50枚	無料
	51枚～300枚	330円
	301枚～1,000枚	660円
	1,001枚以上	1,000枚毎330円追加
大量硬貨入金	1枚～300枚	無料
	301枚～1,000枚	330円
	1,001枚以上	1,000枚毎330円追加
再発行カード	ICキャッシュカード(単体)	1枚 1,100円
	クレジット一体型ICキャッシュカード	1枚 1,100円
	ローンカード	1枚 1,100円
通帳、証書再発行	1枚(冊)	1,100円
J A ネットバンク利用	月額	無料
ンネ法 クッ人 利トJ 用バA	基本機能(照会・振込)	月額 1,100円
	基本機能+データ伝送機能 (総合振込、給与・賞与振込、口座振替)	月額 3,300円
J A データ伝送サービス利用	月額	11,000円
小切手帳	1冊(50枚)	5,500円
手形帳	1冊(50枚)	5,500円
自己宛小切手発行	1枚	1,100円
専用手形用紙	1枚	550円
専用当座口座開設	割賦販売通知書1枚につき	3,300円
貸発残高 付行高 を証 除代明 く理書	個別発行	1通 550円
	継続発行	1通 440円
	監査法人	1通 1,100円
取引履歴明細発行	1契約	440円
個人情報開示請求	1件	1,100円
未利用口座管理	年額	1,320円
国債保護預り・口座管理	月額	110円

〈当会ATM設置場所〉

(令和5年7月1日現在)

J R 金沢駅	金沢市木ノ新保7-5-12
農業会館	金沢市古府1-220

〈ATM利用手数料〉

(令和5年7月1日現在)

ご利用カード	お取引	平 日			土 曜			日・祝日
		8:00 ～8:45	8:45超 ～18:00	18:00超 ～21:00	8:00 ～9:00	9:00超 ～14:00	14:00超 ～21:00	8:00～21:00
当会・県内JAのキャッシュカード	出 金	無料						
	振込出金							
	入 金							
県外JAのキャッシュカード	出 金	無料						
	振込出金							
	入 金							
JFマリンバンクのキャッシュカード	出 金	無料						
	振込出金							
北國銀行のキャッシュカード	出 金	無料						
	振込出金							
三菱UFJ銀行のキャッシュカード	出 金	110円	無料	110円	110円			110円
	振込出金	220円	110円	220円	220円			220円
ゆうちょ銀行のキャッシュカード	出 金	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
その他提携金融機関のキャッシュカード	出 金	220円	110円	220円	220円			220円
	振込出金							

※年末年始は、日・祝日の取扱いとなります。

〈他行ATMでのJAバンク石川キャッシュカード利用手数料〉

(令和5年7月1日現在)

提携先ATM	お取引	平 日			土 曜			日・祝日						
		8:00 ～8:45	8:45超 ～18:00	18:00超 ～21:00	8:00 ～9:00	9:00超 ～14:00	14:00超 ～21:00	8:00～21:00						
ゆうちょ銀行	出 金	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円						
	入 金			110円										
セブン銀行 イーネット ローソンATM	出 金	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円						
	入 金													
JFマリンバンク	出 金	無料												
	振込出金													
北國銀行	出 金	無料												
	振込出金													
三菱UFJ銀行	出 金	110円	無料	110円	110円			110円						
	振込出金	220円	110円	220円	220円			220円						
その他提携金融機関	出 金	・お引出しについては、都銀・地銀・第二地銀・信金・信組などのATMでご利用可能です。 ・ご利用可能時間、手数料は金融機関により異なりますので、詳しくはご利用先の金融機関にてご確認下さい。												
	振込出金													

※全国のJAキャッシュコーナーのご利用は終日無料。

# 沿革・歩み

1921	大正10年	12月	石川県信用組合連合会設立
1943	昭和18年	12月	石川県農業会に改組
1948		23年	8月 石川県信用農業協同組合連合会設立 金沢市広坂通78番地
1954		29年	4月 農林漁業金融公庫（現 株式会社日本政策金融公庫）の受託業務取扱開始
1958		33年	6月 農業会館 金沢市本多町3丁目3番15号に移転
1962		37年	11月 住宅金融公庫（現 独立行政法人住宅金融支援機構）の業務代理取扱開始
1964		39年	4月 全国農協貯金者保護制度発足
1966		41年	7月 内国為替業務取扱開始
1969		44年	4月 金沢手形交換加盟
1974		49年	3月 全国農協信用事業相互援助制度発足
1975		50年	7月 農林中央金庫代理業務、国庫金振込事務取扱開始
1979		54年	2月 全国銀行内国為替制度加盟
1980		55年	3月 農業会館 金沢市古府1丁目220番地（現在地）に移転
"		55年	7月 オンライン稼働
1983		58年	10月 自動化機器（CD・ATM）稼働
1984		59年	8月 農協全銀内為制度加盟
1985		60年	9月 全国農協貯金ネットサービス稼働
1986		61年	12月 国債窓販業務取扱開始
1988		63年	8月 金沢市収納代理金融機関業務取扱開始
1990	平成2年	12月	石川県下農協貯金量 5,000億円達成
1991		3年	2月 全国ネットサービス（MICS）稼働（業態間CDオン提携）
1994		6年	10月 曰銀歳入復代理店業務取扱開始
1997		9年	6月 信託代理店業務取扱開始
1998		10年	10月 「JAバンク」統一呼称導入
1999		11年	4月 石川県信用保証協会加盟
"		11年	10月 投信窓販業務取扱開始
2000		12年	10月 デビットカード取扱開始
2001		13年	10月 郵便貯金との自動化機器利用提携開始
"		13年	11月 JAネットバンク取扱開始
2002		14年	1月 JAバンク石川県本部設置
2003		15年	4月 石川県制度資金（中小企業等向）取扱開始
2004		16年	12月 JAバンク石川貯金量 1兆円達成
2005		17年	5月 系統信用事業新電算システムへ移行
2007		19年	3月 JAバンク石川県内ネットATM手数料無料化
2008		20年	4月 JAバンク石川アグリサポート事業開始
"		20年	7月 JAバンク全国ネットATM手数料無料化
"		20年	10月 三菱東京UFJ銀行とのATM相互開放開始
2009		21年	4月 JAポイントサービス開始
2011		23年	4月 北國銀行とのATM手数料無料化
2013		25年	11月 イーネット、ローソンATMとのATM手数料無料化
2014		26年	1月 NISA（少額投資非課税制度）取扱開始
"		26年	10月 法人JAネットバンク取扱開始
2015		27年	5月 JAバンクでんさいサービス取扱開始
"		27年	10月 メールオーダーサービス取扱開始
2016		28年	11月 ATMマルチペイメント収納業務取扱開始
2018		30年	1月 つみたてNISA取扱開始
"		30年	4月 デビットカードのキャッシュアウトサービスの取扱開始
2019		31年	2月 JAネットバンクで定期貯金・住宅ローン関連サービスの取扱開始
"	令和元年	12月	「JAバンクアプリ」の提供開始
2021		3年	2月 JAデータ伝送サービス（ADP方式）の取扱開始
2022		4年	4月 ファンドラップサービスの取扱開始
"		4年	11月 電子交換所への移行
2023		5年	4月 JAバンク投信ネットサービスの提供開始

# 資料編

## 財務・経営諸指標

貸借対照表	32
損益計算書	33
剰余金処分計算書	33
キャッシュ・フロー計算書	34
令和3年度 注記表	35
令和4年度 注記表	40
財務諸表の適正性に係る確認	45
会計監査人の監査	45
経営諸指標	46
貯金に関する指標	47
貸出金等に関する指標	48
有価証券に関する指標	51
リスク管理態勢と自己資本の充実の状況	53
索引	

# 財務・経営諸指標

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
( 資 産 の 部 )		
現 金	1,336	862
預 け 金	747,860	679,273
系 統 預 け 金	747,848	679,261
系 統 外 預 け 金	12	11
買 入 金 銭 債 権	3,902	3,956
金 銭 の 信 託	696	800
有 儀 証 券	212,314	214,649
国 方 債	106,500	108,887
地 方 債	40,966	30,001
政 府 保 証 債	2,022	2,010
社 債	51,548	62,826
外 国 証 券	862	1,263
株 式	3,096	3,203
受 益 証 券	7,190	6,346
投 資 証 券	126	111
貸 出 金	161,425	174,978
手 形 貸 付	13	13
証 書 貸 付	120,001	123,562
当 座 貸 越	18,204	19,272
金 融 機 関 貸 付	23,205	32,130
そ の 他 資 産	772	780
従 業 員 貸 付 金	16	12
差 入 保 証 金	2	0
仮 払 金	14	9
そ の 他 の 資 産	180	179
未 収 収 益	549	567
前 払 費 用	1	0
未 決 済 為 替 貸	8	10
有 形 固 定 資 産	547	524
建 物	208	194
土 地	312	312
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	26	17
無 形 固 定 資 産	20	13
ソ フ ト ウ エ ア	15	8
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	5	5
外 部 出 資	46,528	46,537
系 統 出 資	46,078	46,078
系 統 外 出 資	409	418
子 会 社 等 出 資	40	40
繰 延 税 金 資 産	—	1,295
債 務 保 証 見 返	464	467
貸 倒 引 当 金	△ 1,008	△ 520
資 産 の 部 合 計	1,174,860	1,123,616

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
( 負 債 の 部 )		
貯 金	1,076,563	1,042,095
当 座 貯 金	8,830	8,826
普 通 貯 金	7,550	7,185
貯 蓄 貯 金	70	70
別 段 貯 金	10,873	10,926
定 期 貯 金	1,049,174	1,015,019
定 期 積 金	63	66
譲 渡 性 貯 金	23,700	13,000
借 用 金	9,300	7,300
代 理 業 務 勘 定	0	0
そ の 他 負 債	688	524
貸 付 留 保 金	138	23
未 払 法 人 税 等	49	64
貯 金 利 子 諸 税 そ の 他	5	3
仮 受 金	16	20
そ の 他 の 負 債	58	18
未 払 費 用	406	383
前 受 収 益	1	1
未 決 済 為 替 債	13	7
諸 引 当 金	1,775	1,746
相 互 援 助 積 立 金	1,586	1,600
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	44	28
退 職 給 付 引 当 金	98	72
賞 与 引 当 金	46	45
繰 延 税 金 負 債	130	—
債 務 保 証	464	467
負 債 の 部 合 計	1,112,622	1,065,133
( 純 資 産 の 部 )		
出 資 金	33,047	33,047
( う ち 後 配 出 資 金 )	( 15,579 )	( 15,579 )
再 評 価 積 立 金	0	0
利 益 剰 余 金	28,685	28,669
利 益 準 備 金	18,530	18,880
そ の 他 利 益 剰 余 金	10,155	9,789
シ ス テ ム 基 盤 拡 充 積 立 金	800	800
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	800	800
特 別 積 立 金	6,316	6,316
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,238	1,872
( うち 当 期 剰 余 金 )	( 1,737 )	( 1,539 )
会 員 資 本 合 計	61,733	61,717
そ の 他 有 儀 証 券 評 価 差 額 金	503	△ 3,234
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	503	△ 3,234
純 資 産 の 部 合 計	62,237	58,483
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,174,860	1,123,616

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	7,833	7,171
資 金 運 用 収 益	6,246	5,756
貸 出 金 利 息	881	882
預 金 利 息	22	15
有 償 証 券 利 息 配 当 金	1,460	1,584
そ の 他 受 入 利 息	3,881	3,273
(うち受取奨励金)	( 3,368)	( 2,917)
(うち受取特別配当金)	( 505)	( 348)
役 務 取 引 等 収 益	65	53
受 入 為 替 手 数 料	22	18
そ の 他 の 受 入 手 数 料	43	34
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	0	0
そ の 他 事 業 収 益	1,175	799
受 取 助 成 金	3	3
国 債 等 債 券 売 却 益	500	125
そ の 他 の 事 業 収 益	671	671
そ の 他 経 常 収 益	346	561
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	488
株 式 等 売 却 益	334	29
金 銭 の 信 託 運 用 益	1	24
そ の 他 の 経 常 収 益	10	20
経 常 費 用	5,955	5,454
資 金 調 達 費 用	4,562	4,071
貯 金 利 息	22	20
譲 渡 性 貯 金 利 息	0	0
そ の 他 支 払 利 息	4,539	4,049
(うち支払奨励金)	( 4,538)	( 4,049)
役 務 取 引 等 費 用	11	11
支 払 為 替 手 数 料	7	6
そ の 他 の 支 払 手 数 料	3	4
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	0	0
そ の 他 事 業 費 用	—	44
国 債 等 債 券 売 却 損	—	44
経 費	1,313	1,277
人 件 費	610	582
物 件 費	656	649
税 金	46	44
そ の 他 経 常 費 用	67	50
貸 倒 引 当 金 緑 入 額	11	—
相 互 援 助 積 立 金 緑 入 額	13	13
株 式 等 償 却	—	34
金 銭 の 信 託 運 用 損	42	—
そ の 他 の 経 常 費 用	0	1
経 常 利 益	1,878	1,716
特 別 損 失	0	0
固 定 資 産 処 分 損	0	0
税 引 前 当 期 利 益	1,878	1,716
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	132	171
法 人 税 等 調 整 額	8	6
法 人 税 等 合 計	140	177
当 期 剩 余 金	1,737	1,539
前 期 繰 越 剩 余 金	501	333
当 期 未 処 分 剩 余 金	2,238	1,872

## 剩余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
1. 当 期 未 処 分 剩 余 金	2,238	1,872
2. 剰 余 金 処 分 額	1,905	1,418
(1) 利 益 準 備 金	350	310
(2) 出 資 配 当 金	505	505
普通出資に対する配当金	349	349
後配出資に対する配当金	155	155
(3) 事 業 分 量 配 当 金	1,050	603
3. 次 期 繰 越 剩 余 金	333	454

(注) 1. 令和4年度の配当率

普通出資金 年2.00%

後配出資金 年1.00%

事業分量配当金の分配基準

・イ種 年0.06%

・口種 年0.06%

(事業分量配当金は信用事業を行う会員JAのイ種奨励金交付対象定期貯金平残および口種奨励金交付対象定期貯金平残に対する配当です。)

2. 令和3年度の配当率

普通出資金 年2.00%

後配出資金 年1.00%

事業分量配当金の分配基準 年0.100%

(事業分量配当金は信用事業を行う会員JAの定期貯金ネット平均残高に対する配当です。)

## キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
<b>1 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税 引 前 当 期 利 益	1,878	1,716
減 価 償 却 費	30	35
貸倒引当金の増減額（△は減少）	11	△ 488
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 13	△ 25
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	19	△ 3
資 金 運 用 収 益	△ 6,246	△ 5,756
資 金 調 達 費 用	4,562	4,071
有価証券関係損益（△は益）	△ 830	△ 81
金銭の信託の運用損益（△は益）	41	△ 24
固定資産処分損益（△は益）	0	0
貸出金の純増（△）減	△ 12,935	△ 13,553
預け金の純増（△）減	17,000	33,000
貯金の純増減（△）	13,944	△ 45,168
借用金の純増減（△）	1,500	△ 2,000
コールローン等の純増減額	△ 1,406	△ 53
事業分量配当金の支払額	△ 1,011	△ 1,050
そ の 他	△ 1,002	△ 148
資金運用による収入	6,342	5,740
資金調達による支出	△ 4,604	△ 4,092
小 計	17,277	△ 27,881
法 人 税 等 の 支 払 額	△ 135	△ 156
<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>17,141</b>	<b>△ 28,038</b>
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 69,883	△ 47,565
有価証券の売却による収入	39,861	19,939
有価証券の償還による収入	13,411	20,203
金銭の信託の減少による収入	1	△ 79
固定資産の取得による支出	△ 24	△ 4
外部出資の増加による支出	△ 10	△ 10
外部出資の減少による収入	—	1
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 16,644</b>	<b>△ 7,517</b>
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
出資配当金の支払額	△ 505	△ 505
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 505	△ 505
<b>4 現金及び現金同等物の増加額</b>	<b>△ 7</b>	<b>△ 36,061</b>
<b>5 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>46,189</b>	<b>46,182</b>
<b>6 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>46,182</b>	<b>10,120</b>

## 令和3年度 注記表

### 1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
- ・売買目的の有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・その他有価証券  
　時価のあるもの・・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
　市場価格のない株式等・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）  
　なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |         |
|-----|---------|
| 建物  | 15年～50年 |
| その他 | 5年～15年  |
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (6) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を計上しております。
- (7) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金  
　貸倒引当金は、「資産の償却・引当基準」に則り、次のとおり計上しております。  
　正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
　すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
  - ② 相互援助積立金  
　相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資することを目的に、「石川県JAバンク支援制度要領」に基づき、必要額を計上しております。
  - ③ 賞与引当金  
　賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
  - ④ 退職給付引当金  
　退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
  - ⑤ 役員退職慰労引当金  
　役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
- (8) 消費税等の会計処理  
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 会計方針の変更に関する事項

- (1) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。  
これによる当年度の計算書類への影響はありません。
- (2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下、「時価算定期会計基準」という。）等を当年度の期首から適用し、時価算定期会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。  
これによる当年度の計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する事項

- 会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- (1) 貸倒引当金
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額  
　貸倒引当金 1,008百万円
  - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
    - a 算出方法  
　貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(7)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。
    - b 主要な仮定  
　主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
    - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響  
　個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額  
　「6. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。
  - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
    - a 算出方法  
　金融商品の時価の算出方法は、「6. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

- b 主要な仮定  
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響  
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、890百万円であります。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、271百万円であります。
- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。  
債務に対応し担保に供している資産はありません。  
為替決済、公金取扱等の取引の担保として、預け金122,011百万円を差し入れております。
- (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は945百万円です。
- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。
- |                    |        |
|--------------------|--------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 372百万円 |
| 危険債権額              | 509百万円 |
| 貸出条件緩和債権額          | 0百万円   |
| 合計額                | 882百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。  
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。  
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。  
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。  
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (表示方法の変更)  
令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和4年3月31日施行)
- (6) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,258百万円であります。
- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金10,875百万円が含まれております。

#### 5. 損益計算書に関する事項

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 0百万円  |
| うち事業取引高             | 0百万円  |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 24百万円 |
| うち事業取引高             | 24百万円 |

#### 6. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針  
当会は、石川県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。  
JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。  
当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。  
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク  
当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であります。  
貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。  
金銭の信託は、特定金外信託により運用しており、その構成資産は株式等であり、純投資目的（運用目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。  
有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しており、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理  
当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業部門のほか審査部門により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部門がチェックしております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- b 市場リスクの管理
- (a) 金利リスクの管理  
当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
リスク管理委員会及びALM委員会において決定された方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- (b) 為替リスクの管理  
当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しております。
- (c) 価格変動リスクの管理  
有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。  
運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
総務部で管理している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。  
これらの情報はリスク管理部門を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク要数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借用金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1,000日）により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,443百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるべきを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には評価技法を用いて算定した価額が含まれております。金融商品の時価算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 け 金	747,860	747,866	5
買入金銭債権			
有価証券に該当しないもの	3,902	3,896	△ 5
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	696	696	—
有価証券			
満期保有目的の債券	5,300	5,133	△ 166
その他有価証券	207,014	207,014	—
貸 出 金	161,425		
貸倒引当金	△ 1,008		
貸倒引当金控除後	160,416	160,695	279
資 産 計	1,125,190	1,125,303	112
貯 金	1,100,263	1,100,272	9
借 用 金	9,300	9,289	△ 10
負 債 計	1,109,563	1,109,562	△ 0

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金23,700百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わるべきとして算定しています。

b 買入金銭債権

プロパー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日）第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間に市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わるべきとして算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わるべきとして算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わるべきとしております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わるべきとして算定しております。

b 借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わるべきとして算定しております。

変動金利によるものは該当ありません。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

　　貸借対照表計上額

　　外部出資 46,528百万円

(注) 外部出資は、市場において取引されていない株式や出資金等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 け 金	747,860百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円
貿入金銭債券						
有価証券に該当しないもの	900	900	1,700	400	－	－
有価証券						
満期保有目的の債券	－	－	－	－	－	5,300
その他有価証券のうち満期があるもの	31,075	19,354	17,568	12,882	1,931	117,501
貸 出 金	37,412	26,074	24,240	10,905	8,635	53,785
合 計	817,249	46,328	43,508	24,187	10,566	176,586

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）135百万円については、「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金10,875百万円については、「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、期限の利益を喪失した債権等372百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	1,076,197百万円	220百万円	118百万円	12百万円	1百万円	12百万円
譲渡性貯金	23,700	－	－	－	－	－
借 用 金	2,200	2,900	1,300	2,900	－	－
合 計	1,102,097	3,120	1,418	2,912	1	12

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

## 7. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

① 売買目的有価証券

売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

種 類	貸借対照表 計上額		時 価	差 額
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小 計		
合 計		5,300	5,133	△ 166

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

種 類	貸借対照表 計上額		取 得 原 価	差 額
	株式	債券		
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国債	44,443	42,152	2,291
	地方債	36,244	35,898	346
	社債	32,599	32,303	295
	その他	2,643	2,618	25
	その他	5,467	5,195	271
	小 計	123,426	119,792	3,633
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,068百万円	1,262百万円	△ 194百万円
	債券	62,057	64,378	△ 2,321
	国債	4,721	4,896	△ 174
	地方債	13,649	13,783	△ 133
	社債	241	242	△ 0
	その他	1,850	1,962	△ 112
	小 計	83,588	86,526	△ 2,937
合 計		207,014	206,319	695

(注) 上記差額合計から繰延税金負債192百万円を差し引いた金額503百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株 式	827百万円	250百万円	－百万円
債 券	38,245百万円	500百万円	－百万円
そ の 他	712百万円	83百万円	－百万円
合 計	39,785百万円	834百万円	－百万円

## 8. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	696百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	△ 58百万円

## 9. 退職給付に関する事項

### (1) 退職給付

#### ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）および退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。

当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

#### ② 確定給付制度

##### a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	111百万円
退職給付費用	61百万円
退職給付の支払額	△ 30百万円
制度への拠出額	△ 45百万円
その他	1百万円
期末における退職給付引当金	<u>98百万円</u>
b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
積立型制度の退職給付債務	1,111百万円
年金資産	△1,059百万円
	52百万円
非積立型制度の退職給付債務	45百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>98百万円</u>
退職給付引当金	98百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>98百万円</u>
c 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	64百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっています。

また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、76百万円となっております。

## 10. 税効果会計に関する事項

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

#### 繰延税金資産

相互援助積立金計上額	439百万円
退職給付引当金超過額	27百万円
貸出金未収利息不計上額	89百万円
未払事業税	8百万円
賞与引当金超過額	12百万円
減価償却超過額	5百万円
その他	72百万円
繰延税金資産小計	654百万円
評価性引当額	△ 593百万円
繰延税金資産合計（A）	61百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 192百万円
繰延税金負債合計（B）	△ 192百万円
繰延税金負債の純額（A）+（B）	△ 130百万円

### (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.60%
（調整）	
事業分量配当金	△15.43%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.19%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.05%
評価性引当額の増減	0.27%
その他の	0.18%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.48%

## 11. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

# 令和4年度 注記表

## 1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
- ・売買目的有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・その他有価証券・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分についても償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |         |
|-----|---------|
| 建物  | 15年～50年 |
| その他 | 5年～15年  |
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (6) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (7) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金  
貸倒引当金は、「資産の償却・引当基準」に則り、次のとおり計上しております。  
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
  - ② 相互援助積立金  
相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資することを目的に、「石川県JAバンク支援制度要領」に基づき、必要額を計上しております。
  - ③ 賞与引当金  
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
  - ④ 退職給付引当金  
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
  - ⑤ 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
- (8) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する事項

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。

これによる当年度の計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額  
貸倒引当金 520百万円
  - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
    - a 算出方法  
貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(7)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。
    - b 主要な仮定  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
    - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響  
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額  
「6. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。
  - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
    - a 算出方法  
金融商品の時価の算出方法は、「6. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。
    - b 主要な仮定  
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
    - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響  
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、911百万円であります。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、271百万円であります。
- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。  
債務に対応し担保に供している資産はありません。  
為替決済・公金取扱等の取引の担保として、預け金122,011百万円を差し入れております。
- (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は989百万円です。
- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。
- |                    |        |
|--------------------|--------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 360百万円 |
| 貸出条件緩和債権額          | 0百万円   |
| 合計額                | 360百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができるない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (6) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,718百万円であります。
- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金10,875百万円が含まれております。

#### 5. 損益計算書に関する事項

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 0百万円  |
| うち事業取引高             | 0百万円  |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 22百万円 |
| うち事業取引高             | 22百万円 |

#### 6. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針  
当会は、石川県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。  
JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。  
当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。  
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク  
当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であります。  
貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。  
金銭の信託は、特定金外信託により運用しており、その構成資産は株式等であり、純投資目的（運用目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。  
有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しており、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理  
当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業部門のほか審査部門により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部門がチェックしております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- b 市場リスクの管理
- (a) 金利リスクの管理  
当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
リスク管理委員会及びALM委員会において決定された方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- (b) 為替リスクの管理  
当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しております。
- (c) 価格変動リスクの管理  
有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。  
運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
総務部で管理している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。  
これらの情報はリスク管理部門を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。
- (d) 市場リスクに係る定量的情報  
当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借用金」であります。  
当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。  
当会のVaRは分散共分散法（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1,000日）により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で8,475百万円です。  
なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。  
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 け 金	679,273	679,226	△ 46
買入金銭債権			
有価証券に該当しないもの	3,956	3,954	△ 1
金銭の信託	800	800	—
運用目的の金銭の信託			
有価証券			
満期保有目的の債券	13,299	12,857	△ 442
その他有価証券	201,350	201,350	—
貸 出 金	174,978		
貸倒引当金	△ 520		
貸倒引当金控除後	174,457	173,884	△ 572
資 産 計	1,073,136	1,072,073	△ 1,063
貯 金	1,055,095	1,055,003	△ 91
借 用 金	7,300	7,285	△ 14
負 債 計	1,062,395	1,062,289	△ 105

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金13,000百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

プロパー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

変動金利によるものは該当ありません。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

　　貸借対照表計上額

　　外部出資 46,537百万円

(注) 1. 外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

2. 外部出資には、非上場株式61百万円を含めております。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 け 金	679,273百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円
買入金銭債券						
有価証券に該当しないもの	900	900	1,700	400	－	－
有価証券						
満期保有目的の債券	－	－	－	－	3,400	9,900
その他有価証券のうち 満期があるもの	18,901	17,699	13,221	2,381	10,036	138,096
貸 出 金	46,576	28,137	14,203	11,075	9,957	60,621
合 計	745,650	46,736	29,124	13,857	23,393	208,618

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）132百万円については、「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金10,875百万円については、「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、期限の利益を喪失した債権等360百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	1,041,531百万円	398百万円	135百万円	3百万円	13百万円	12百万円
譲渡性貯金	13,000	－	－	－	－	－
借 用 金	2,900	1,300	2,900	200	－	－
合 計	1,057,431	1,698	3,035	203	13	12

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

## 7. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

① 売買目的有価証券

売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
地方債	1,499百万円	1,513百万円	13百万円
社債	1,900	1,910	10
小 計	3,399	3,423	23
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
社債	9,900	9,433	△ 466
小 計	9,900	9,433	△ 466
合 計	13,299	12,857	△ 442

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株式 債券	2,083百万円	1,579百万円	504百万円
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの			
国債	23,272	21,567	1,705
地方債	23,649	23,497	151
社債	24,048	23,900	147
その他	2,259	2,243	16
その他	3,535	3,287	248
小 計	78,849	76,075	2,773
株式 債券	1,119百万円	1,312百万円	△ 192百万円
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの			
国債	85,614	91,325	△5,711
地方債	4,851	5,299	△ 447
社債	26,977	27,682	△ 704
その他	1,014	1,032	△ 17
その他	2,921	3,095	△ 173
小 計	122,500	129,747	△7,247
合 計	201,350	205,823	△4,473

(注) 上記差額合計から繰延税金資産1,239百万円を加えた金額△3,234百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当年度における減損処理額は34百万円（うち、株式34百万円）であります。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債券	18,219百万円	125百万円	44百万円
その他	1,618百万円	29百万円	-一百万円
合計	19,838百万円	154百万円	44百万円

## 8. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	800百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	45百万円

## 9. 退職給付に関する事項

### (1) 退職給付

#### ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）および退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

#### ② 確定給付制度

##### a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	98百万円
退職給付費用	58百万円
退職給付の支払額	△ 56百万円
制度への拠出額	△ 30百万円
その他	2百万円
期末における退職給付引当金	72百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,067百万円
年金資産	△1,030百万円
	36百万円
非積立型制度の退職給付債務	36百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72百万円
退職給付引当金	72百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72百万円

c 退職給付に関する損益  
簡便法で計算した退職給付費用

58百万円
-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。  
なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、6百万円となっております。  
また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、59百万円となっております。

## 10. 税効果会計に関する事項

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

#### 繰延税金資産

相互援助積立金計上額	443百万円
退職給付引当金超過額	20百万円
貸出金未収利息不計上額	90百万円
未払事業税	10百万円
賞与引当金超過額	12百万円
減価償却超過額	5百万円
その他有価証券評価差額金	1,239百万円
その他	29百万円
繰延税金資産小計	1,850百万円
評価性引当額	△ 555百万円
繰延税金資産合計	1,295百万円

### (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
(調整)	
事業分量配当金	△ 9.72%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.78%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.09%
評価性引当額の増減	△ 2.16%
その他の	0.24%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.34%

## 11. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

## 財務諸表の適正性等に係る確認

### 確 認 書

(1) 私は、令和4年4月1日から令和5年3月31までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

(2) 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ①業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ②業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告しております。
- ③重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月1日  
石川県信用農業協同組合連合会  
代表理事理事長 南 昇

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

## 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剩余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## 経営諸指標

### ■利益率

(単位：%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.16	0.15	△ 0.01
純資産経常利益率	3.04	2.78	△ 0.26
総資産当期純利益率	0.15	0.13	△ 0.01
純資産当期純利益率	2.81	2.50	△ 0.32

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 2. 純資産経常利益率=経常利益／純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率=当期剩余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 4. 純資産当期純利益率=当期剩余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

### ■利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	1,687	1,688	1
役務取引等収支	53	42	△ 11
その他事業収支	1,175	754	△ 421
事業粗利益	2,916	2,485	△ 431
事業粗利益率	0.25	0.22	-0.03

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)  
 2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用  
 3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用  
 4. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支  
 5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

### ■事業純益

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
事業純益	1,581	1,179	△ 402
実質事業純益	1,602	1,208	△ 394
コア事業純益	1,102	1,128	26
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	1,102	1,013	△ 88

- (注) 1. 事業純益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用)-一般貸倒引当金繰入額  
 2. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額  
 3. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益  
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

### ■資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,148,751	6,246	0.54	1,122,924	5,756	0.51
うち貸出金	147,778	881	0.60	161,384	882	0.55
うち有価証券	199,144	1,460	0.73	212,599	1,584	0.75
うち預け金	798,227	3,896	0.49	744,784	3,281	0.44
資金調達勘定	1,131,870	4,559	0.40	1,105,984	4,068	0.37
うち貯金・定積	1,081,794	4,560	0.42	1,063,172	4,070	0.38
うち譲渡性貯金	41,815	0	0.00	34,941	0	0.00
うち借用金	8,895	-	-	8,642	-	-
総資金利ざや			0.02			0.03

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率  
 資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+借用金利息+その他支払利息)+経費-金銭の信託運用見合費用)/(貯金+譲渡性貯金+借用金+その他(貸付留保金等)-金銭の信託運用見合額)×100  
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、農林中金からの受取獎励金及び受取特別配当金が含まれています。  
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、JAへの支払獎励金が含まれています。  
 4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## ■受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
受取利息	△ 190	△ 489
うち貸出金	△ 72	1
うち有価証券	△ 238	123
うち預け金	114	△ 615
支払利息	△ 130	△ 490
うち貯金・定積	△ 131	△ 490
うち譲渡性貯金	△ 0	△ 0
差引	△ 59	1

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には農林中金からの受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金・定積」にはJAへの支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

## ■貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度	増減
貯貸率	期末	14.67	16.58
	期中平均	13.15	14.70
貯証率	期末	19.30	20.34
	期中平均	17.72	19.36

(注) 1. 貯貸率=貸出金/(貯金+譲渡性貯金)

2. 貯証率=有価証券/(貯金+譲渡性貯金)

## 貯金に関する指標

### ■科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和3年度	令和4年度	増減
流動性貯金	17,169 ( 1.5)	17,209 ( 1.6)	39
当座貯金	8,629 ( 0.8)	9,089 ( 0.8)	460
普通貯金	8,270 ( 0.7)	7,840 ( 0.7)	△ 429
貯蓄貯金	82 ( 0.0)	70 ( 0.0)	△ 11
別段貯金	187 ( 0.0)	208 ( 0.0)	21
定期性貯金	1,064,624 ( 94.8)	1,045,963 ( 95.3)	△ 18,661
定期貯金	1,064,568 ( 94.7)	1,045,902 ( 95.2)	△ 18,665
定期積金	56 ( 0.0)	60 ( 0.0)	4
計	1,081,794 ( 96.3)	1,063,172 ( 96.8)	△ 18,621
譲渡性貯金	41,815 ( 3.7)	34,941 ( 3.2)	△ 6,873
合計	1,123,609 (100.0)	1,098,113 (100.0)	△ 25,495

(注) ( ) 内は構成比です。

### ■定期貯金残高

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
定期貯金	1,049,174 (100.0)	1,015,019 (100.0)	△ 34,155
うち固定金利定期	1,049,172 (100.0)	1,015,017 (100.0)	△ 34,154
うち変動金利定期	2 ( 0.0)	2 ( 0.0)	△ 0

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

3. ( ) 内は構成比です。

## 貸出金等に関する指標

### ■科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	増 減
手 形 貸 付	13	14	1
証 書 貸 付	119,767	123,704	3,936
当 座 貸 越	8,618	9,499	881
金 融 機 関 貸 付	19,379	28,165	8,786
合 計	147,778	161,384	13,605

### ■貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	増 減
固 定 金 利 貸 出	129,634 ( 80.3 )	141,960 ( 81.1 )	12,326
変 動 金 利 貸 出	31,790 ( 19.7 )	33,017 ( 18.9 )	1,226
合 計	161,425 (100.0)	174,978 (100.0)	13,553

(注) ( ) 内は構成比です。

### ■貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	18	18	△ 0
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 动 产	2,473	2,697	223
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	2,492	2,716	223
農業信用基金協会保証	611	589	△ 21
そ の 他 保 証	125	144	18
計	737	733	△ 3
信 用	158,195	171,528	13,332
合 計	161,425	174,978	13,553

### ■債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 动 产	—	—	—
そ の 他 担 保 物	32	20	△ 11
計	32	20	△ 11
信 用	432	446	14
合 計	464	467	2

### ■貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	増 減
設 備 資 金	17,194 ( 10.7 )	18,093 ( 10.3 )	898
運 転 資 金	144,230 ( 89.3 )	156,884 ( 89.7 )	12,654
合 計	161,425 (100.0)	174,978 (100.0)	13,553

(注) ( ) 内は構成比です。

## ■貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業種	令和3年度	令和4年度	増減
農業	405 ( 0.3)	407 ( 0.2)	1
林業	— ( —)	— ( —)	—
水産業	— ( —)	— ( —)	—
製造業	1,110 ( 0.7)	1,231 ( 0.7)	120
鉱業	— ( —)	— ( —)	—
建設業	30 ( 0.0)	30 ( 0.0)	—
電気・ガス・熱供給・水道業	5,000 ( 3.1)	10,000 ( 5.7)	5,000
運輸・通信業	— ( —)	— ( —)	—
卸売・小売業・飲食業	7,744 ( 4.8)	8,997 ( 5.1)	1,252
金融・保険業	24,779 ( 15.4)	33,807 ( 19.3)	9,027
不動産業	579 ( 0.4)	562 ( 0.3)	△ 17
サービス業	30,893 ( 19.1)	30,426 ( 17.4)	△ 466
地方公共団体	89,372 ( 55.4)	88,111 ( 50.4)	△ 1,260
その他	1,508 ( 0.9)	1,404 ( 0.8)	△ 104
合計	161,425 (100.0)	174,978 (100.0)	13,553

(注) ( ) 内は構成比です。

## ■主要な農業関係の貸出金残高

### ① 営農類別

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
農業	426	427	0
穀作	146	155	8
野菜・園芸	45	43	△ 2
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	169	168	△ 0
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	64	59	△ 4
農業関連団体等	20,271	21,471	1,199
合計	20,698	21,898	1,200

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

### ② 資金種類別

#### [貸出金]

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
プロパー資金	20,435	21,675	1,240
農業制度資金	263	223	△ 40
農業近代化資金	112	72	△ 40
その他制度資金	151	151	—
合計	20,698	21,898	1,200

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が有利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

## 〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
日本政策金融公庫	2,542	2,845	302
合計	2,542	2,845	302

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

## ■農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

自己査定債務者区分	債権区分	債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権(ア)	令和4年度	360	5	—	354
実質破綻先	令和3年度	372	5	—	366	372
		令和4年度	—	—	—	—
破綻懸念先	危険債権(イ)	令和3年度	509	4	—	505
		令和4年度	—	—	—	—
要注意先	要管理債権(ウ)	令和4年度	0	—	0	—
		令和3年度	0	—	0	—
	三月以上延滞債権	令和4年度	—	—	—	—
		令和3年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和4年度	0	—	0	—
		令和3年度	0	—	0	—
	その他注意先	令和4年度	175,194	—	—	—
	正規債権(イ)	令和3年度	161,119	—	—	—
	開示債権合計(ア)+(イ)+(ウ)	令和4年度	360	5	0	354
		令和3年度	882	9	0	871
	総与信額(ア)+(イ)+(ウ)+(イ)	令和4年度	175,554	—	—	—
		令和3年度	162,001	—	—	—

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができるない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のもに区分される債権をいいます。

## ■元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

## ■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和3年度				令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	
			目的使用	その他				目的使用	その他
一般貸倒引当金	116	137	—	116	137	137	166	—	137
個別貸倒引当金	881	871	—	881	871	871	354	—	871
合計	997	1,008	—	997	1,008	1,008	520	—	1,008
									520

## ■貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	—	—

## 有価証券に関する指標

### ■種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	増減
国 債	94,477	105,776	11,298
地 方 債	42,258	35,289	△ 6,968
政 府 保 証 債	1,999	1,999	0
社 債	50,501	57,627	7,126
外 国 証 券	1,052	2,139	1,086
株 式	2,778	2,917	139
受 益 証 券	5,952	6,725	772
投 資 証 券	124	124	△ 0
合 計	199,144	212,599	13,455

### ■商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

### ■有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 3 年 度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	9,558	1,010	—	—	—	95,932	—	106,500
地 方 債	12,048	18,511	5,077	201	—	5,127	—	40,966
政 府 保 証 債	—	2,022	—	—	—	—	—	2,022
社 債	8,229	14,459	8,070	4,906	4,170	11,712	—	51,548
外 国 証 券	—	241	621	—	—	—	—	862
株 式	—	—	—	—	—	—	3,096	3,096
受 益 証 券	1,375	1,077	1,191	401	—	—	3,144	7,190
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	126	126
合 計	31,212	37,321	14,960	5,509	4,170	112,772	6,367	212,314

種 類	令 和 4 年 度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	1,002	—	—	—	4,446	103,438	—	108,887
地 方 債	12,044	11,403	200	—	1,599	4,752	—	30,001
政 府 保 証 債	2,010	—	—	—	—	—	—	2,010
社 債	3,918	18,206	12,789	5,558	8,507	13,846	—	62,826
外 国 証 券	—	628	635	—	—	—	—	1,263
株 式	—	—	—	—	—	—	3,203	3,203
受 益 証 券	—	883	2,171	385	—	211	2,693	6,346
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	111	111
合 計	18,975	31,122	15,796	5,943	14,553	122,248	6,008	214,649

### ■有価証券の時価情報

#### ① 売買目的有価証券

売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	—	—	—	1,499	1,513	13
	社債	—	—	—	1,900	1,910	10
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	5,300	5,133	△ 166	9,900	9,433	△ 466
合計		5,300	5,133	△ 166	13,299	12,857	△ 442

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,027	1,624	402	2,083	1,579	504
	債券						
	国債	44,443	42,152	2,291	23,272	21,567	1,705
	地方債	36,244	35,898	346	23,649	23,497	151
	社債	32,599	32,303	295	24,048	23,900	147
	その他	2,643	2,618	25	2,259	2,243	16
	その他	5,467	5,195	271	3,535	3,287	248
小計		123,426	119,792	3,633	78,849	76,075	2,773
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,068	1,262	△ 194	1,119	1,312	△ 192
	債券						
	国債	62,057	64,378	△ 2,321	85,614	91,325	△ 5,711
	地方債	4,721	4,896	△ 174	4,851	5,299	△ 447
	社債	13,649	13,783	△ 133	26,977	27,682	△ 704
	その他	241	242	△ 0	1,014	1,032	△ 17
	その他	1,850	1,962	△ 112	2,921	3,095	△ 173
小計		83,588	86,526	△ 2,937	122,500	129,747	△ 7,247
合計		207,014	206,319	695	201,350	205,823	△ 4,473

## ■金銭の信託の時価情報

① 運用目的の金銭の信託

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価額
運用目的の金銭の信託	696	△ 58	800	45

② 満期保有目的の金銭の信託

満期保有目的の金銭の信託はありません。

③ その他の金銭の信託

その他の金銭の信託はありません。

## ■デリバティブ取引等(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

① 金利関連取引

該当する取引はありません。

② 通貨関連取引

該当する取引はありません。

③ 株式関連取引

該当する取引はありません。

④ 債券関連取引

該当する取引はありません。

# リスク管理態勢と自己資本の充実の状況

## 1. 自己資本の状況

### (1) 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、16.48%となりました。

### (2) 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

#### 普通出資金

項目	内容
発行主体	石川県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	17,468百万円（前年度17,468百万円）

#### 後配出資金

項目	内容
発行主体	石川県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	15,579百万円（前年度15,579百万円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーション・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## (3) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	60,178	60,609
うち、出資金及び資本準備金の額	33,047	33,047
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	28,685	28,669
うち、外部流出予定額（△）	1,555	1,108
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,723	1,766
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	1,723	1,766
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	61,902	62,376
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	14	9
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（口）	14	9
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(口)) (八)	61,887	62,366

リスク・アセット等

信用リスク・アセットの額の合計額	372,002	373,685
資産（オン・バランス）項目	368,275	368,424
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス項目	3,727	5,260
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,865	4,573
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	376,867	378,258
自己資本比率		
自己資本比率 ((八)/(二))	16.42%	16.48%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。  
なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。  
基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーションナル・リスク相当額を算出する方法です。  
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用・国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(4) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	エクスボージャーの 期末残高	リスク・アセット額	所要自己資本額	エクスボージャーの 期末残高	リスク・アセット額	所要自己資本額
		a	b=a×4%		a	b=a×4%
現金	1,336	—	—	862	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	106,627	—	—	112,998	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	361	—	—	780	—	—
我が国の地方公共団体向け	130,322	—	—	118,543	—	—
地方公共団体金融機関向け	5,801	480	19	5,601	460	18
我が国の政府関係機関向け	26,308	2,530	101	28,207	2,720	108
地方三公社向け	400	0	0	400	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	757,838	151,552	6,062	694,780	138,948	5,557
法人等向け	75,385	52,822	2,112	96,988	62,769	2,510
中小企業等向け及び個人向け	88	59	2	69	48	1
抵当権付住宅ローン	640	221	8	560	194	7
不動産取得等事業向け	537	536	21	514	514	20
三月以上延滞等	372	2	0	360	3	0
取立未済手形	8	1	0	10	2	0
信用保証協会等による保証付	721	72	2	699	69	2
出資等	3,568	3,568	142	3,582	3,582	143
(うち出資等のエクスボージャー)	3,568	3,568	142	3,582	3,582	143
上記以外	63,219	156,058	6,242	64,758	159,932	6,397
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー)	5,109	12,772	510	6,313	15,783	631
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスボージャー)	56,722	141,807	5,672	56,722	141,807	5,672
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー)	67	168	6	431	1,078	43
(うち上記以外のエクスボージャー)	1,320	1,310	52	1,290	1,262	50
証券化	2,081	416	16	4,546	909	36
(うち非STC要件適用分)	2,081	416	16	4,546	909	36
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	7,854	3,678	147	7,183	3,529	141
(うちルックスルーフ方式)	7,854	3,678	147	7,183	3,529	141
標準的手法を適用するエクスボージャー別計	1,183,473	372,002	14,880	1,141,449	373,685	14,947
合計（信用リスク・アセットの額）	1,183,473	372,002	14,880	1,141,449	373,685	14,947
オペレーションナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーションナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーションナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	C	d=c×4%	C	d=c×4%		
	4,865	194		4,573	182	
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額		
	e=a+c	f=e×4%	e=a+c	f=e×4%		
	376,867	15,074		378,258	15,130	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスボージャーの種類ごとに記載しています。  
 2. 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスボージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。  
 4. 「出資等」とは、出資等エクスボージャーが該当します。  
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
 6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。  
 7. オペレーションナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。  
     <オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>  
     (粗利益（正の値の場合に限る）×15%) の直近3年間の合計額 ÷ 8%  
     直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

## 2. 信用リスクに関する事項

### (1) 信用リスク・アセット額の算出手法等について

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポートジャーワーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポートジャーワー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポートジャーワー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポートジャーワー		日本貿易保険
法人等向けエクスポートジャーワー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポートジャーワー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

## (2) 信用リスクに関するエクスボージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞

## エクスボージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和3年度				令和4年度				三月以上延滞エクスボージャー	
	信用リスクに関するエクスボージャーの残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上延滞エクスボージャー	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		
国 内	1,172,675	168,190	200,891	—	372	1,128,437	184,736	208,766	—	360
国 外	862	—	862	—	—	1,281	—	1,281	—	—
地 域 別 残 高 計	1,173,538	168,190	201,754	—	372	1,129,719	184,736	210,048	—	360
法 人	農 業	659	659	—	—	670	670	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	13,249	4,400	5,005	—	—	20,710	6,261	11,111	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	9,870	2,559	7,204	—	—	12,904	3,993	8,805	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	14,993	5,513	9,216	—	—	20,097	10,020	9,814	—
	運輸・通信業	10,916	1,300	8,293	—	—	12,538	2,961	8,192	—
	金融・保険業	840,092	22,793	22,821	—	—	781,443	29,229	25,827	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	41,821	39,825	1,100	—	372	44,646	41,849	1,901	—
業 種 別 残 高 計	日本国政府・地方公共団体	236,988	89,536	147,450	—	—	231,580	88,263	143,315	—
	上記以外	1,203	—	661	—	—	1,632	—	1,080	—
	個 人	1,601	1,601	—	—	1,487	1,487	—	—	0
そ の 他		2,140	—	—	—	2,006	—	—	—	—
業 種 別 残 高 計		1,173,538	168,190	201,754	—	372	1,129,719	184,736	210,048	—
1 年 以 下		811,296	32,787	29,741	—	737,036	45,437	18,914	—	—
1年超3年以下		89,583	51,115	35,862	—	79,835	39,681	30,053	—	—
3年超5年以下		29,290	15,264	13,625	—	33,607	19,498	13,655	—	—
5年超7年以下		22,500	17,396	5,104	—	27,985	22,381	5,603	—	—
7年超10年以下		42,219	38,019	4,199	—	55,510	41,185	14,324	—	—
1 0 年 超		126,449	13,228	113,220	—	143,682	16,185	127,497	—	—
期限の定めないもの		52,198	379	—	—	52,062	366	—	—	—
残存期間別残高計		1,173,538	168,190	201,754	—	1,129,719	184,736	210,048	—	372

(注) 1. 信用リスクに関するエクスボージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに該当するもの、証券化エクスボージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスボージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち対相で行われる取引をいいます。

4. 「三月以上延滞エクスボージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスボージャーをいいます。

## (3) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

## a. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和3年度						令和4年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
			目的使用	その他				目的使用	その他			
一般貸倒引当金	116	137			116	137	137	166		137	166	
個別貸倒引当金	881	871	—	881	871	871	354	—	871	354		

## b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和3年度						令和4年度					
	個別貸倒引当金						貸出金 償却	個別貸倒引当金				貸出金 償却
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高		期中増加額	期中減少額		期末残高	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	酒店・旅館・サービス業	881	871	—	881	871	—	871	354	—	871	354
	日本政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	業種別計	881	871	—	881	871	—	871	354	—	871	354

(注) 1. 当会では、一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

2. 当会では、貸倒引当金の引当対象となる国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

## (4) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	0 %	—	241,205	241,205	—	235,685
	2 %	—	—	—	—	—
	4 %	—	—	—	—	—
	10 %	—	30,831	30,831	—	32,508
	20 %	6,457	757,787	764,244	12,810	694,787
	35 %	—	631	631	—	555
	50 %	33,649	372	34,021	47,839	360
	75 %	—	77	77	—	63
	100 %	1,301	39,324	40,625	1,301	40,338
	150 %	—	—	—	—	0
	250 %	—	61,899	61,899	—	63,467
	その他	—	—	—	—	—
	1250 %	—	—	—	—	—
合 計		41,408	1,132,129	1,173,538	61,952	1,067,767
						1,129,719

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

### 3. 信用リスク削減手法に関する事項

#### (1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートヤーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートヤーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートヤーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートヤーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートヤー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

#### (2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートヤーの額

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	1,000	—	—	1,000	—
我が国の政府関係機関向け	—	999	—	—	1,000	—
地方三公社向け	—	400	—	—	400	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	13	—	—	13	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	7	—	—	3	—
抵当権付住宅ローン	—	0	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	7	—	—	30	—
合計	13	2,415	—	13	2,435	—

- (注) 1. 「エクスポートヤー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポートヤー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートヤーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートヤーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

### (1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

なお、当会が実施した派生商品取引及び長期決済期間取引はありません。

### (2) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和3年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポート方式	カレント・エクスポート方式

該当取引はありません。

- (注) 1. 「カレント・エクスポート方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛け率を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし〇を下回らない）をいいます。  
2. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

### (3) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当取引はありません。

- (注) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

### (4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当取引はありません。

## 5. 証券化工クスポート方式に関する事項

### (1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化工クスポート方式」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のクスポート方式に階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るクスポート方式のことです。「再証券化工クスポート方式」とは、原資産の一部又は全部が証券化工クスポート方式である取引に係るクスポート方式のことです。

証券化工クスポート方式の取得においては、フロント部署が裏付資産の状況やパフォーマンス、商品に含まれるリスクの構造上の特性等の分析を行い、審査担当部署がその妥当性を確認のうえ、投資を行っています。

なお、当会においては、再証券化工クスポート方式を保有しておりません。

### (2) 体制の整備およびその運用状況の概要

証券化取引については、投資の体制、投資時のデューデリジェンス、投資後の管理等の取り扱い態勢等を「証券化案件にかかる管理要領」で規定しています。

また、全投資案件について裏付資産等のモニタリングを行い、その結果をALM委員会へ報告しています。

### (3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当する取引はありません。

(4) 信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化工クスポートージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

(5) 当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産にかかる証券化取引

該当する取引はありません。

(6) 当会が行った証券化取引に係る証券化工クスポートージャーを保有している子会社等および関連法人等

該当する子会社等および関連法人等はありません。

(7) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

(8) 証券化工クスポートージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化工クスポートージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(9) 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(10) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(11) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートージャーに関する事項

①保有する証券化工クスポートージャーの額

(単位：百万円)

	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	証券化工クスポートージャー	再証券化工クスポートージャー	証券化工クスポートージャー	再証券化工クスポートージャー
オンバランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住 宅 口 一 ン	—	—	—
	自 動 車 口 一 ン	1,692	—	3,715
	そ の 他	388	—	830
	合 計	2,081	—	4,546
オフバランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住 宅 口 一 ン	—	—	—
	自 動 車 口 一 ン	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	合 計	—	—	—

(注) 証券化工クスポートージャーは再証券化工クスポートージャーを除いて記載し、証券化工クスポートージャーと再証券化工クスポートージャーを区別して記載しています。

## ②リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位：百万円)

令和3年度							
	証券化エクスポートジャー				再証券化エクスポートジャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
オンバランス	0～15%未満	—	—	オンバランス	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	2,081	16		100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—		250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—		400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			—	—
	1250%	—	—			—	—
	合計	2,081	16		合計	—	—
オフバランス	0～15%未満	—	—	オフバランス	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—		100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—		250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—		400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			—	—
	1250%	—	—			—	—
	合計	—	—		合計	—	—
令和4年度							
	証券化エクスポートジャー				再証券化エクスポートジャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
オンバランス	0～15%未満	—	—	オンバランス	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	4,546	36		100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—		250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—		400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			—	—
	1250%	—	—			—	—
	合計	4,546	36		合計	—	—
オフバランス	0～15%未満	—	—	オフバランス	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—		100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—		250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—		400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			—	—
	1250%	—	—			—	—
	合計	—	—		合計	—	—

(注) 証券化エクスポートジャーは再証券化エクスポートジャーを除いて記載し、証券化エクスポートジャーと再証券化エクスポートジャーを区別して記載しています。

③自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポートジャーの額

該当する取引はありません。

④保有する再証券化エクスポートジャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

## 6. オペレーション・リスクに関する事項

### (1) オペレーション・リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーション・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことで、当会では収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどを回避するために、各種事務要領・手続等の規程類を整備し確実な事務処理を行うとともに、定期的な自主点検・内部監査による内部管理態勢の強化に努めているほか、システム障害発生時などにおける危機管理体制ならびに業務マニュアルなどを定めた「コンテンジエンシープラン（危機管理計画）」を制定しております。

また、事故・事務ミスなどが発生した場合は、「事故等対応要領」・「利用者サポート等対応要領」に基づき、速やかな状況の把握と再発防止に取組むとともに、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めております。

### (2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーション・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーション・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

### (3) オペレーション・リスク相当額算出表

(単位：百万円)

当期末	掛 目	オペレーション ・リスク相当額	直近1年間		左記の前1年間		左記の前1年間	
			粗利益(掛け前)	粗利益(掛け後)	粗利益(掛け前)	粗利益(掛け後)	粗利益(掛け前)	粗利益(掛け後)
	15%	365	2,415	362	2,426	364	2,475	371

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### (1) 出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当会においては、これらをその他有価証券、系統及び系統外出資、子会社及び関連会社株式に区分して管理しています。

その他有価証券については、中長期的な運用目的で保有しており、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに、ALM委員会で取引方針等を決定しています。

運用部門は、運用方針及び取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジなどを行っています。運用部門が行った取引については、内部監査部門が定期的に監査を行うほか、リスク管理部門がリスク量の測定を行い、リスク管理委員会等に報告をしております。

系統出資・系統外出資並びに子会社及び関連会社株式については、出資先等の毎期の決算書類の分析のほか、定期的に連絡会議を行うなど適切な業況把握に努めています。なお、子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当会の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。

出資等又は株式等の評価等について、その他有価証券については時価評価を行ったうえで、取得原価と時価との評価差額について税効果会計適用額を考慮のうえ「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

系統及び系統外出資並びに子会社及び関連会社については取得原価を計上し、毀損の状況に応じて「外部出資等損失引当金」を設定することとしています。

また、評価等重要な会計方針の変更があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### (2) 出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	3,096	3,096	3,203	3,203
非 上 場	46,528	46,528	46,537	46,537
合 計	49,624	49,624	49,741	49,741

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### (3) 出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
250	—	—	—	—	34

### (4) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
402	194	504	192

### (5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	(単位：百万円)	
	令和3年度	令和4年度
ルックスルーワー方式を適用するエクspoージャー	7,854	7,183
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

## 9. 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続きについては以下のとおりです。

#### ①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

#### ②リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などをを行いリスク削減に努めています。

#### ③金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、IRRBBを計測しています。

### (2) 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプル化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

#### ①流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

#### ②流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

#### ③流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

#### ④固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

#### ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

#### ⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

#### ⑦内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

#### ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVEの前事業年度末からの変動要因は、超長期国債の取得等によるものです。

#### ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

(3)  $\Delta EVE$  及び  $\Delta NII$  以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当会では、 $\Delta EVE$  及び  $\Delta NII$  以外に、分散共分散法によるVaR（信頼区間99%、保有期間20日）の計測を行っています。リスク計測の頻度は月次とし、計測対象は全ての金融資産・負債としています。

(4) 金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項目番号		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta EVE$		$\Delta NII$	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	22,663	24,860	1,311	1,360
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	ステイープ化	18,715	20,391	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	1,397	1,533	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—
7	最大値	22,663	24,860	1,311	1,360
		ホ		ヘ	
		令和3年度		令和4年度	
8	自己資本の額	61,887		62,366	

(注) 1. 「 $\Delta EVE$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

2. 「 $\Delta NII$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

5. 「ステイープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

6. 「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

7. 「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

8. 「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

# 索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

## <単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）>

<b>1 概況及び組織に関する事項</b>		<b>5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項</b>	
(1) 業務の運営の組織	20~21	(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	32~44
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	20	(2) 債権にかかる額及びその合計額 ① 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権に 該当する債権	50
(3) 会計監査人の名称	21	② 危険債権に該当する債権	50
(4) 事務所の名称及び所在地	21	③ 三月以上延滞債権に該当する債権	50
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	21	④ 貸出条件緩和債権に該当する債権	50
<b>2 主要な業務の内容</b>	22~29	(3) 元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項	50
<b>3 主要な業務に関する事項</b>		(4) 自己資本の充実の状況	53~68
(1) 直近の事業年度における事業の概況	10	(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 ① 有価証券	51
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況		② 金銭の信託	52
① 経常収益	10	③ デリバティブ取引	52
② 経常利益又は経常損失	10	④ 金融等デリバティブ取引	52
③ 当期剰余金又は当期損失金	10	⑤ 有価証券関連店頭デリバティブ取引	52
④ 出資金及び出資口数	10	(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	50
⑤ 純資産額	10	(7) 貸出金償却の額	50
⑥ 総資産額	10	(8) 会計監査人の監査を受けている旨	45
⑦ 質金等残高	10		
⑧ 貸出金残高	10		
⑨ 有価証券残高	10		
⑩ 単体自己資本比率	10		
⑪ 剰余金の配当の金額	10		
⑫ 職員数	10		
(3) 直近の2事業年度における事業の状況			
① 主要な業務の状況を示す指標	46~47		
② 質金に関する指標	47		
③ 貸出金等に関する指標	48~50		
④ 有価証券に関する指標	51~52		
<b>4 業務の運営に関する事項</b>			
(1) リスク管理の体制	19		
(2) 法令遵守の体制	14~18		
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	5~9		
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	16		



# JAバンク 石川信連

石川県信用農業協同組合連合会

〒920-0383 金沢市古府1丁目220番地 TEL:076-240-5111

お客様ダイヤル **0120-30-7766**  
ホームページ <https://www.is-ja.jp/jabank/>  
E-mail [jabank@sin.is-ja.jp](mailto:jabank@sin.is-ja.jp)